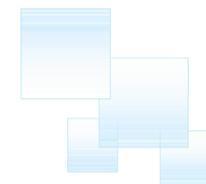


令和3年3月  
近畿税理士会 天王寺支部研修



## 令和3年度 税制改正①

～法人課税・国際課税～

神戸支部 藤田隆大



# 目次

## 〔法人課税〕

1. 研究開発税制の見直し (p4～)
2. D X 投資促進税制の創設 (p14～)
3. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設 (p17～)
4. 繰越欠損金の控除上限の特例 (p19～)
5. 株式対価M&Aを促進するための措置の創設 (p21～)
6. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し (p23～)
7. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設 (p27～)
8. 中小企業者等の優遇税制の延長 (p29～)
9. その他 (p32～)

## 〔国際課税〕

1. 外国子会社配当に係る外国源泉税の取扱いの見直し (p35～)
2. その他 (p37～)

# 法人課税

# 法人課税 1. 研究開発税制の見直し

## 改正の概要

研究開発税制は、研究開発投資を行った法人が、その事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認める制度です。次のような改正が行われます。

- (1) 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し
- (2) オープンイノベーション型の対象範囲の追加等
- (3) 試験研究費の定義の見直し（自社利用ソフトウェアに係る試験研究費の追加）

《現行》		《改正案》	
<b>総額型</b>		<b>一般型</b>	
税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%※ (中小法人:12%～17%※) [* 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 上記割合 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5を加算※]	税額 控除率	試験研究費の増減に応じ、2%～14%※ (中小法人:12%～17%※) [* 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 上記割合 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5を加算※]
控除 上限	法人税額の25%(研究開発を行う一定のベンチャーは40%) [* 中小法人:10%上乗せ(増加率8%超の場合)※] [* 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 0～10%上乗せ※]	控除 上限	法人税額の25%(研究開発を行う一定のベンチャーは40%) [* 中小法人:10%上乗せ(増加率9.4%超の場合)※] [* 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合: 0～10%上乗せ※] [* 売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合: 5%上乗せ※]
※令和2年度末までの時限措置 総額型の控除率については 大法人:10%超、中小法人:12%超 の部分		※令和4年度末までの時限措置 一般型の控除率については 大法人:10%超、中小法人:12%超 の部分	
<b>オープンイノベーション型</b>		<b>オープンイノベーション型</b>	
税額 控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20% or 25% or 30%		
控除 上限	法人税額の10%(一般試験研究費とは別枠)		
対象 範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国の試験研究機関等・大学との間の共同・委託研究</li> <li>▶ 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料</li> <li>▶ 民間企業(研究開発型ベンチャーを含む)への委託研究のうち、一定のものなど</li> <li>▶ 希少疾病用医薬品等に関する試験研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 共同・委託研究の相手先に国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人を追加し、その控除率を25%とする</li> <li>▶ 試験研究機関等の範囲に人文系の研究機関を追加する</li> <li>▶ 事務手続きの簡素化等の運用改善及び適正化を行う</li> </ul>	

# 法人課税 1. 研究開発税制の見直し（税額控除率）

## 1. 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し

研究開発投資を増額させるインセンティブが維持されるように、研究開発投資を増加させた企業については、控除上限を法人税額の25%から**30%**に引き上げるとともに、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げが行われます。

### ① 税額控除率の見直し

下限を2%（現行：6%）に引き下げた、上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限が2年延長

(イ) 増減試験研究費割合が9.4%超： $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$

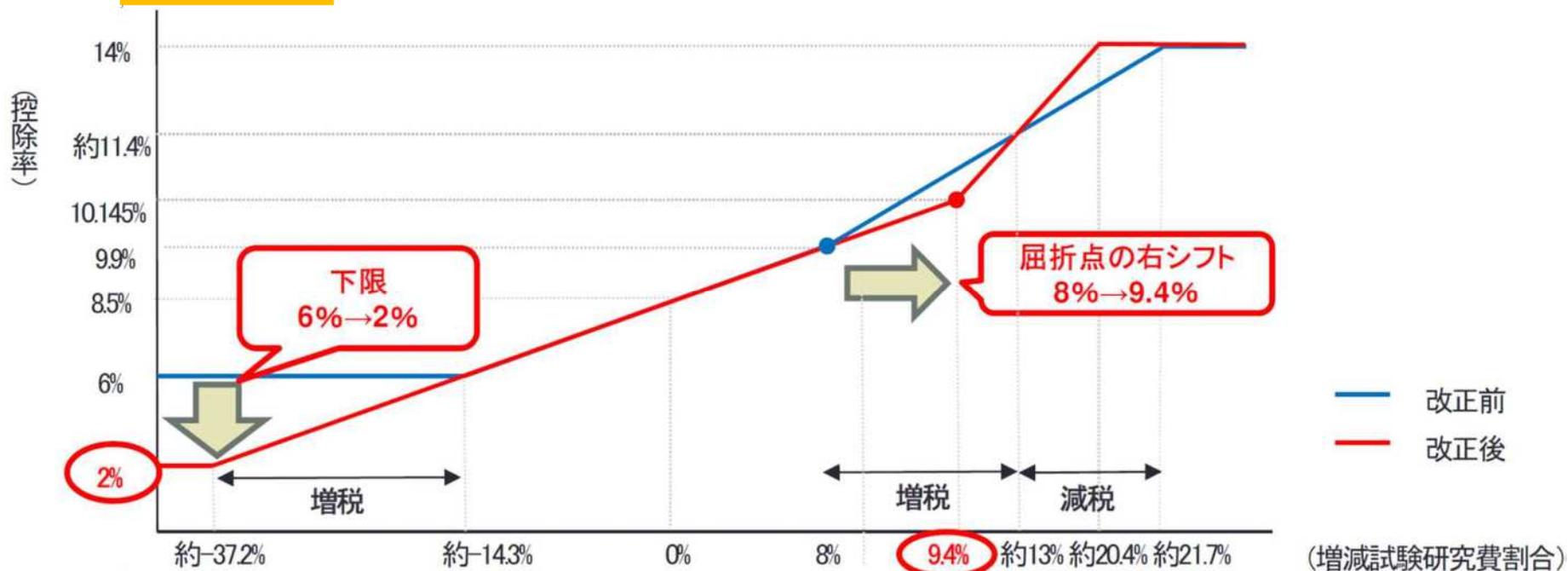
(ロ) 増減試験研究費割合が9.4%以下： $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

### 〔総額型〕

		改正前	改正後
控 除 率 式	算	控除率（6%～14%）	控除率（2%～14%）
	式	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 8%の場合（上限：14%） <math>9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3</math></li> <li>増減試験研究費割合 ≤ 8%の場合（下限：6%） <math>9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175</math> （上乗せ措置）</li> <li>試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ 上記控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5（上限：10%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 9.4%の場合（上限：14%） <math>10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35</math></li> <li>増減試験研究費割合 ≤ 9.4%の場合（下限：2%） <math>10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175</math> （上乗せ措置）</li> <li>試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ 上記控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5（上限：10%）</li> </ul>

# 法人課税 1. 研究開発税制の見直し（税額控除率）

〔総額型〕



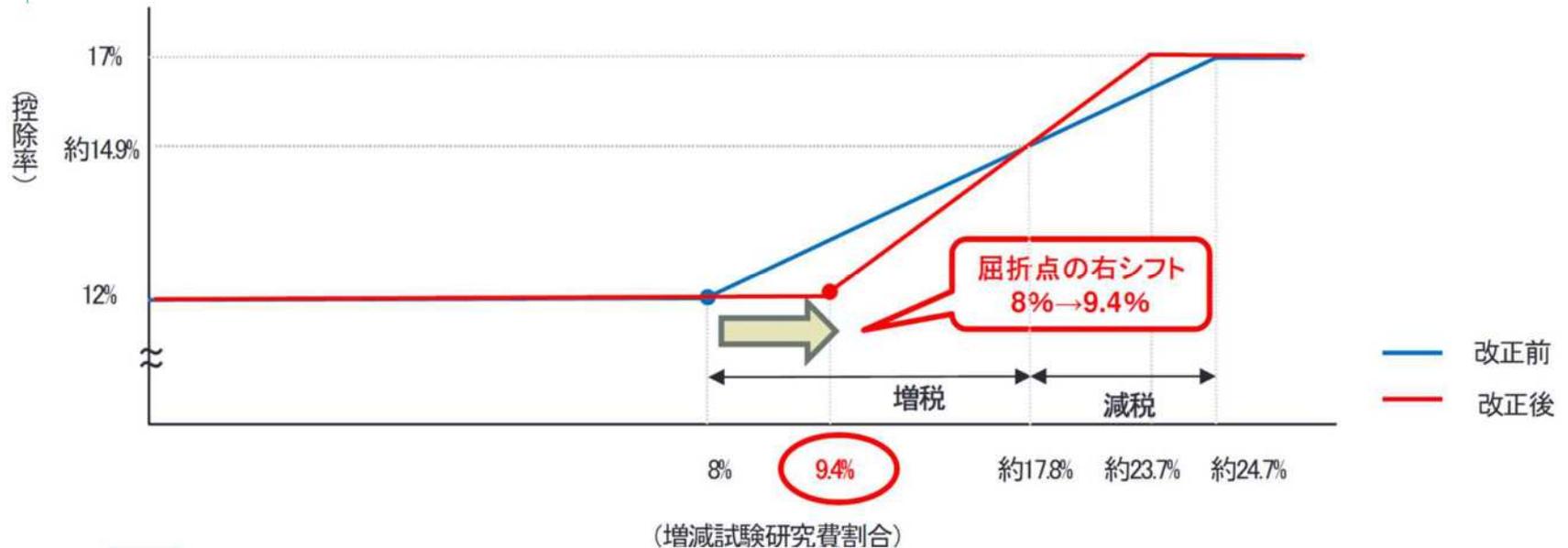
## 【用語の説明】

項目	内容
増減試験研究費割合	増減試験研究費の額 ÷ 比較試験研究費
増減試験研究費の額	試験研究費の額 - 比較試験研究費
比較試験研究費	過去3年間の試験研究費の額の平均額
試験研究費割合	試験研究費の額 ÷ 平均売上金額
平均売上金額	当期と過去3年間の売上高の平均額

# 法人課税 1. 研究開発税制の見直し（税額控除率）

## 〔中小企業技術基盤強化税制〕

改正前		改正後
	控除率（12%～17%）	控除率（12%～17%）
控除率式	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 8%の場合（上限：17%）  <math>12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3</math></li> <li>増減試験研究費割合 <math>\leq</math> 8%の場合                      12%                      （上乗せ措置）</li> <li>試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ  <math>\text{上記控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5</math>                      （上限：10%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 9.4%の場合（上限：17%）  <math>12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35</math></li> <li>増減試験研究費割合 <math>\leq</math> 9.4%の場合                      12%                      （上乗せ措置）</li> <li>試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ  <math>\text{上記控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5</math>                      （上限：10%）</li> </ul>



# 法人課税 1. 研究開発税制の見直し（控除上限）

## ② 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ

コロナ禍の厳しい経営環境であっても研究開発投資の増加を促すため、一定の要件のもと、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の税額控除額の上限を5%上乗せ

### 〔総額型〕

	改正前	改正後
控除上限	法人税額×25% <上乗せ措置> ・試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限:法人税額×10%)  上乗せ措置適用後、最大、法人税額×35%(*1)	法人税額×25% <上乗せ措置> ・試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ 法人税額×(試験研究費割合-10%)×2 (上限:法人税額×10%) <b>(5%の上乗せ措置)</b> 次の要件を全て満たした場合、法人税額×5%上乗せ ①基準年度(*)に比べて当期の売上が2%以上減少 ②基準年度(*)に比べて試験研究費の額が増加 (*)基準年度とは、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度 上乗せ措置適用後、最大、法人税額×40%(*2)

(\*1) 一定のベンチャー企業に対する特例を適用した場合は、最大40%

(\*2) 一定のベンチャー企業に対する特例を適用した場合は、5%上乗せの適用はなく、最大40%



## 法人課税 1. 研究開発税制の見直し（控除上限）

### 〔中小企業技術基盤強化税制〕

	改正前	改正後
控 除 上 限	<p>法人税額 × 25%</p> <p>&lt; 上乗せ措置 &gt;</p> <p>次の金額を上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 8% の場合</li> </ul> <p>法人税額 × 10%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 ≤ 8% の場合</li> </ul> <p>法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 (上限: 法人税額 × 10%)</p> <p>上乗せ措置適用後、最大、法人税額 × 35%</p>	<p>法人税額 × 25%</p> <p>&lt; 上乗せ措置 &gt;</p> <p>次の金額を上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 &gt; 9.4% の場合</li> </ul> <p>法人税額 × 10%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>増減試験研究費割合 ≤ 9.4% の場合</li> </ul> <p>法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2 (上限: 法人税 × 10%) <b>(5%の上乗せ措置)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の要件を全て満たした場合、法人税額 × 5% の上乗せ。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基準年度 (*) に比べて当期の<b>売上が2%以上減少</b></li> <li>② 基準年度 (*) に比べて<b>試験研究費の額が増加</b></li> </ul> </li> </ul> <p>(*) 基準年度とは、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度</p> <p>上乗せ措置適用後、最大、法人税額 × 40%</p>

# 法人課税 1. 研究開発税制の見直し

## 2. 試験研究費の定義の見直し

企業のDXを促進する観点からは、ソフトウェア分野における研究開発を支援することも重要であるため、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの普及が拡大していることも踏まえ、自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用が、本税制の対象に追加されます。

項目	内容
対象となる試験研究費の追加	試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で <b>非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加える</b> こととされる。これにより、自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用が、研究開発税制の対象に追加される。 上記に伴い、以下の措置がとられる。 ●売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損を研究開発税制の対象となる試験研究費から除外される。 ●取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産については、研究開発税制と特別償却等に関する制度のいずれかの選択適用とされる。
対象となる試験研究費からの除外	リバースエンジニアリング（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しないもの）に係る費用が、研究開発税制の対象から除外される。
自社の業務改善目的の試験研究に関する明確化等	開発中の技術を自社が試行する場合において、その技術が自社の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等、研究開発税制の対象となる試験研究費の範囲が明確化される。

**非試験研究用資産** = 棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないもの。

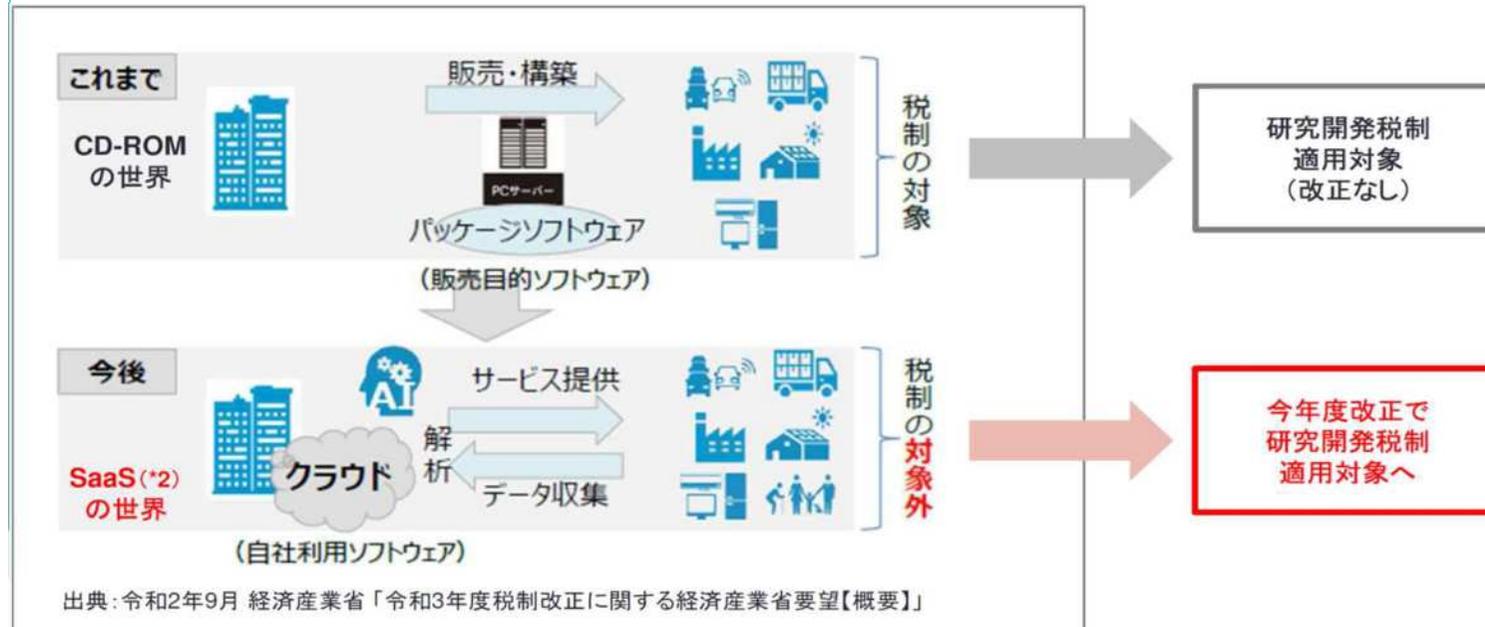
# 法人課税 1. 研究開発税制の見直し

ソフトウェア製作費の会計・税務処理(イメージ)

ソフトウェアの制作目的	自社利用目的(※) (ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減が明らかと認められるか)			市場販売目的 (製品マスターの製作費)		
	認められない	不明	認められる	研究開発の終了時点	研究開発終了後	
					製品マスターの制作原価	機能の改良・強化を行う制作活動のための費用
会計処理	費用	費用	資産	費用	資産	資産 (著しい改良は研究開発費)
税務処理	費用	資産	資産	費用	資産	資産 (著しい改良は研究開発費)

法人税基本通達 7-3-15の3(抄)  
(ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用)  
7-3-15の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。  
(2) 研究開発の額(自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。)

※例えば、自社のサーバーにあるソフトウェアをクラウドを通じて顧客に提供する場合などが該当する。



© 2021 takahiro fujita All rights reserved.  
(\*2) SaaS (Software as a Service)

必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようにしたソフトウェア(主にアプリケーションソフトウェア)もしくはその提供形態

# 法人課税 1. 研究開発税制の見直し

## 3. オープンイノベーション型の対象範囲の追加等

質の高い研究開発を推進していく観点から、オープンイノベーション型の対象範囲を拡大や運用改善策が講じられます。

研究開発税制の見直し（③オープンイノベーション型の対象範囲の追加等）

- ・ 産学官連携の更なる活性化を図るため、国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人との共同・委託研究を追加し、その税額控除率を25%とする
- ・ 共同・委託研究先である特別研究機関等に人文系の研究機関を追加する

《現行》			《改正案》		
共同試験研究・ 委託試験研究	特別研究機関等	30%	特別研究機関等	30%	共同試験研究・ 委託試験研究
	大学等		大学等		
	研究開発型ベンチャー	25%	研究開発型ベンチャー	25%	
	中小企業者	20%	国公立大学・国立研究開発 法人の外部化法人	25%	
	他の者(民間企業等)		中小企業者	20%	
技術研究組合		他の者(民間企業等)	20%		
知的財産権の使用料	中小企業者	20%	知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%	希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

共同研究の相手方が行う特別試験研究費の額であることの確認について、相手方が独自に報告書を作成する必要なく、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用改善を行うとともに、委託試験研究費から委託先で試験研究費に該当しないものを除くなどの適正化を行う。

## 法人課税 1. 研究開発税制の見直し

項目	改正案
対象となる共同研究・委託研究の追加	<p>対象となる特別試験研究費の額に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額が追加され、その税額控除率は25%とされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●共同研究及び委託研究の範囲は、出資後10年以内に限定しないことを除き、研究開発型ベンチャー企業（※1）との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とされる。</li> <li>●関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人との共同研究並びに国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人への委託研究についても同様とされる。</li> </ul>
特別研究機関等の範囲の追加	<p>特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関を加えることとされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別研究機関等：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に規定する試験研究機関等及び、国立研究開発法人をいう。</li> </ul>
共同研究に関する相手方の確認方法の明確化	<p>その事業年度における特別試験研究開発費の額であることの共同研究の相手方の確認について、<b>第三者が作成した報告書等によって確認</b>することが可能であることを明確化する等の運用の改善が行われる。</p>
大学等との共同研究・委託研究の範囲の限定	<p>特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究については、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定する改正が行われる ただし、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）及び農業協同組合等については現行どおりとされる。</p>
特定中小企業者等への委託研究の範囲の限定	<p>特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定する改正が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること</li> <li>・委託に係る委任契約等において、その委託して行う試験研究の目的とする成果を、委託法人が取得するものとされていること。</li> </ul>

（※1）研究開発型ベンチャー企業：産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいう。

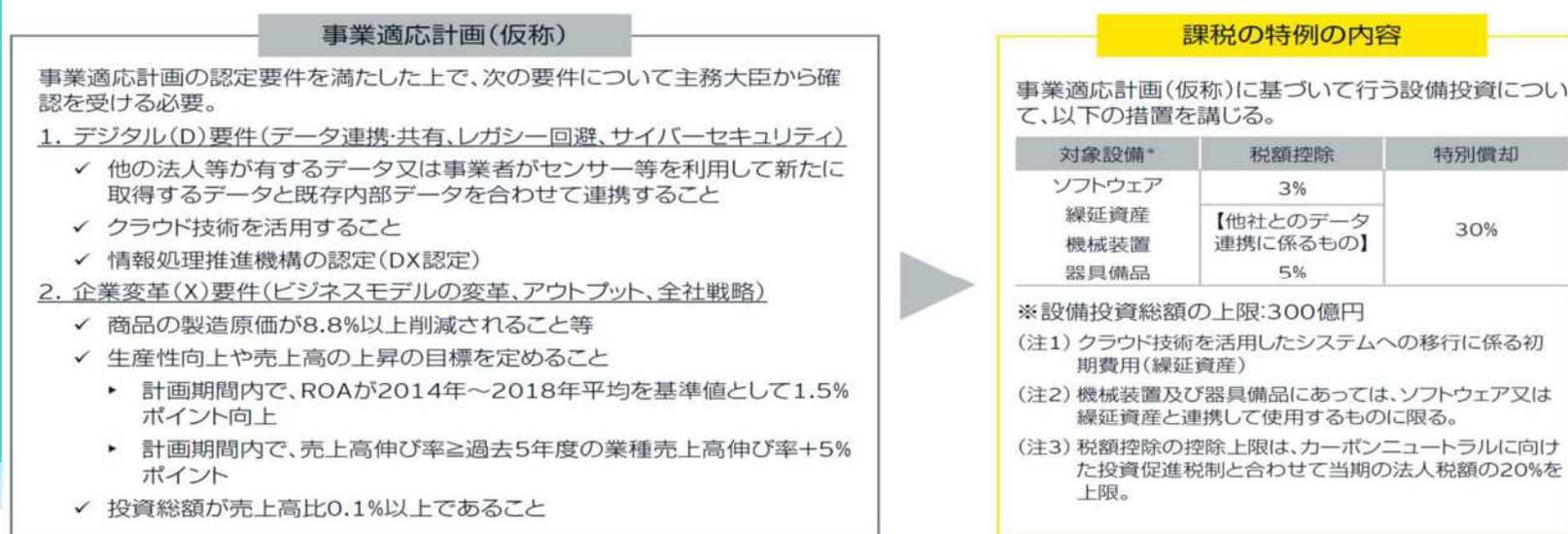
## 法人課税 2. DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

### 制度の概要

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画（仮称）に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。（所得税も同様）

#### ①課税の特例の内容

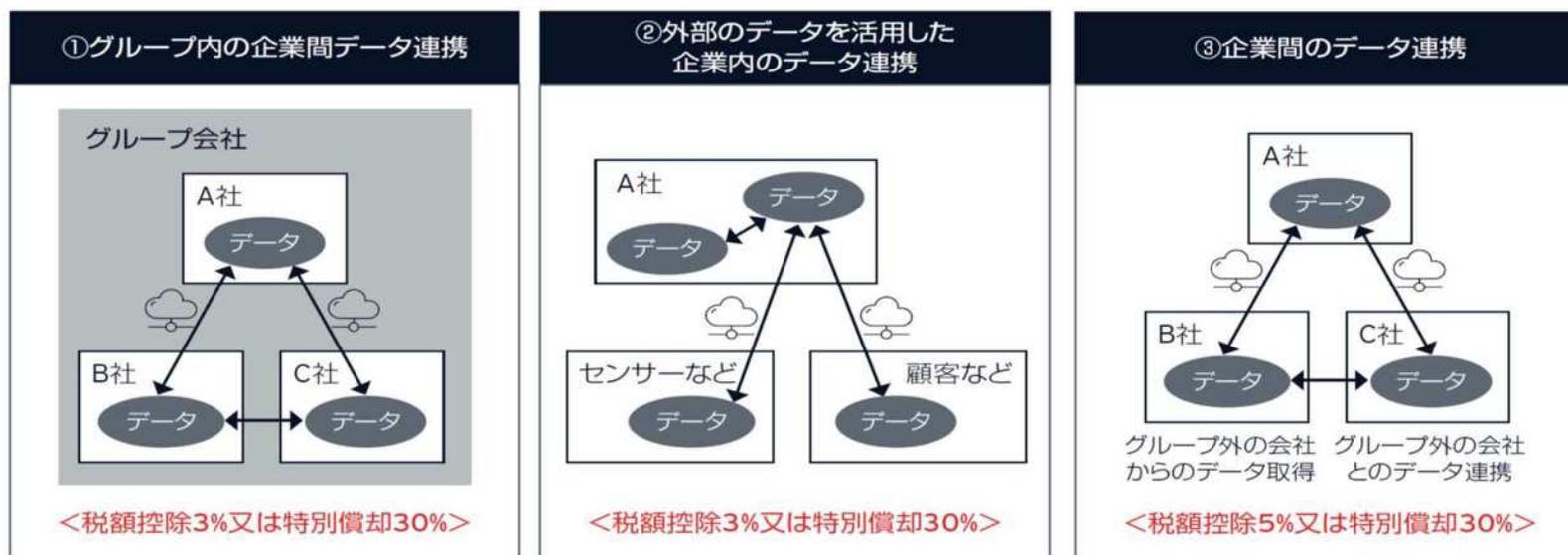
経済の持続的成長のためには、DXによる企業変革が重要となっていることを踏まえ、新規ビジネスの構築等に関する計画に基づく、接続性・クラウドの利用・レガシーシステムからの脱却・サイバーセキュリティーといった点が確保された事業変革デジタル投資を促進する税制が創設されます。（2年間の時限措置）



## 法人課税 2. DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

### ②DX投資促進税制の適用イメージ

「つながる」デジタル環境の構築を促進し、レガシーシステムからの脱却を図ることがコンセプトとされています。また①から③に応じて税額控除割合が異なります。



## 法人課税 2. DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

項目		内容
適用対象者及び要件		①青色申告書を提出する法人 ②産業競争力強化法の改正法の「事業適応計画（仮称）」について認定を受けること ③事業適応（仮称）の用に供するために必要な事業適応設備（※1）を取得等をし、国内にある事業に供すること
対象資産		事業適応設備となるソフトウェア、繰延資産、機械装置、器具備品 ①事業適応計画に従って実施される事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたものに限る）の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア ②①のソフトウェアないしその事業適応を実施するために必要なソフトウェアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品 ③事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用として支出し繰延資産となるもの ※開発研究用のものは除かれます
税制措置  (選択適用)	特別償却	事業適応設備の取得価額×30%
	税額控除	事業適応設備の取得価額×3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合は、5%） （注）カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による税額控除と合計で当期の法人税額の20%を上限
取得価額		対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち、300億円を限度

●ソフトウェアについては、研究開発税制とDX投資促進税制のいずれも対象になる可能性があることから、この点について検討する必要があります。

●繰延資産は、支出をしたものに限られるため未払いは認められません。

●大企業につき生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置の対象税制です。（スライド32）

# 法人課税 3. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

## カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の概要

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標を達成するために、**産業競争力強化法**を改正し、同法に定める「**中長期環境適応計画**」（仮称）に基づき導入される、①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新設備の導入投資等について、**税額控除又は特別償却**ができる措置が創設されます。（3年間の時限措置）

### 中長期環境適応計画（仮称）

#### 【計画の経済産業大臣の認定】

1. 脱炭素化を加速する製品を生産する設備（中長期環境適応需要開拓製品生産設備）
  - ① 中長期環境適応需要開拓製品\*の生産を行うために不可欠な機械装置であること
  - ② 専ら中長期環境適応需要開拓製品の生産に使用されること  
（※）燃料電池・パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの
2. 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備（中長期環境適応生産性向上設備）
  - 事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額（経済活動炭素生産性）の目標が、「3年以内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること

（主な支援措置）

課税の特例（特別償却、税額控除）、金融支援

### 課税の特例の内容

中長期環境適応計画（仮称）に基づく脱炭素化効果の大きい設備について、以下の措置を講じる。

#### 1. 中長期環境適応需要開拓製品生産設備

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	10%	50%

#### 2. 中長期環境適応生産性向上設備

対象設備*	税額控除	特別償却
機械装置	5%	50%
器具備品 建物附属設備	【目標が10%以上 向上の場合】	
構築物	10%	

（\*）導入される設備が事業所の経済活動炭素生産性を1%向上させることを満たす必要。

※設備投資総額の上限:500億円

（注）税額控除の控除上限は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%を上限。

## 法人課税 3. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

項目	内容
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 青色申告書を提出する法人</li> <li>② 産業競争力強化法の改正法の「中長期環境適応計画（仮称）」について認定を受けること</li> <li>③ 「中長期環境適応計画（仮称）」に記載された「中長期環境適応生産性向上設備（仮称）」又は「中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）」の取得等をし、国内にある事業の用に供すること</li> </ul>
対象資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中長期環境適応生産性向上設備 生産工程の効率化による温室効果ガスの削減その他の中長期環境適応（仮称）に用いられる一定の設備</li> <li>② 中長期環境適応需要開拓製品生産設備 温室効果ガスの削減に資する事業活動に寄与する製品その他新たな需要開拓に寄与することが見込まれる製品として主務大臣が定める製品の生産に専ら使用される設備</li> </ul>
取得価額	対象資産の取得価額の合計額のうち500億円を限度
特別償却	取得価額×50%
税額控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通常 取得価額×5%</li> <li>② 温室効果ガス削減に著しく資するもの 取得価額×10%</li> </ul> <p>（注）デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限</p>

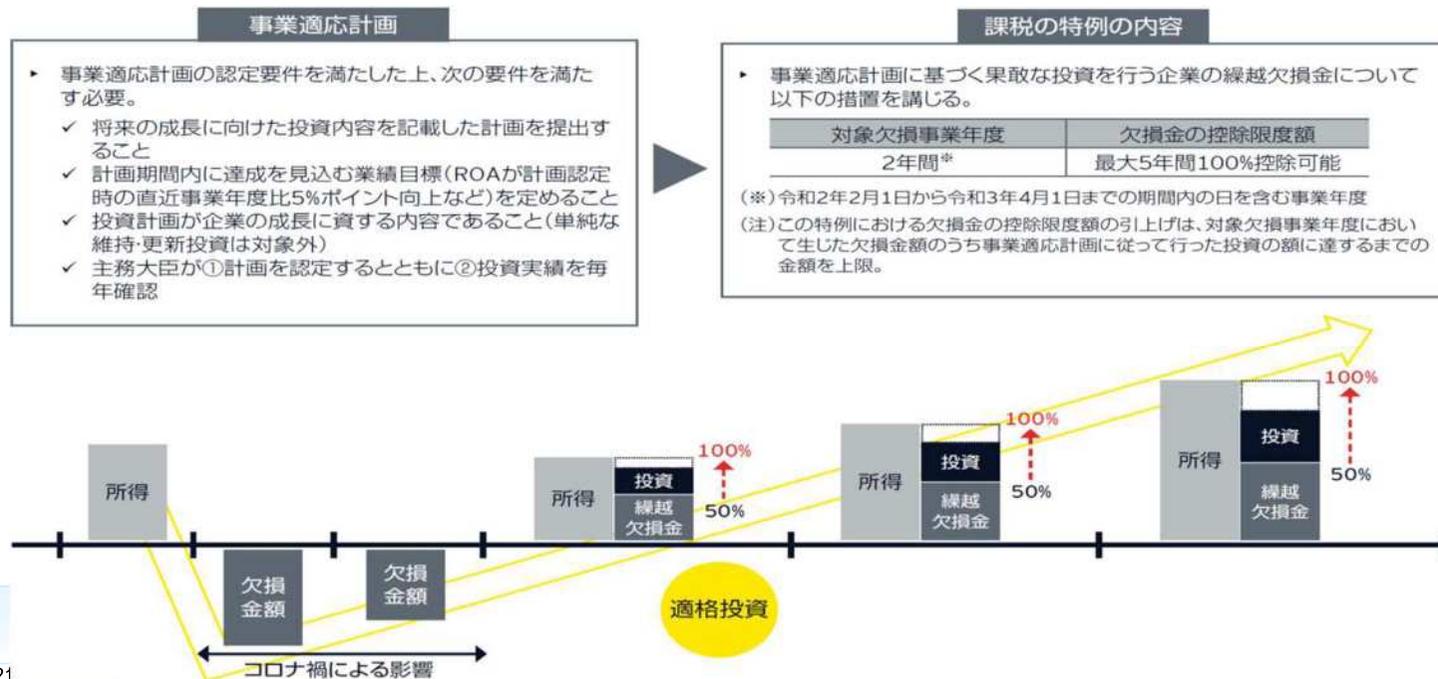
●大企業につき生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置の対象税制です。（スライド32）

## 法人課税 4. 繰越欠損金の控除上限の特例

### 改正の概要

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けたもののうちその**事業適応計画**に従って同法の事業適応を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る。）の範囲内で損金算入できる措置が講じられます。

- 2年間に生じた欠損金額を、その後所得が発生してから5年間で、事業適応計画に従って行う投資額の範囲内で、繰越控除されます。



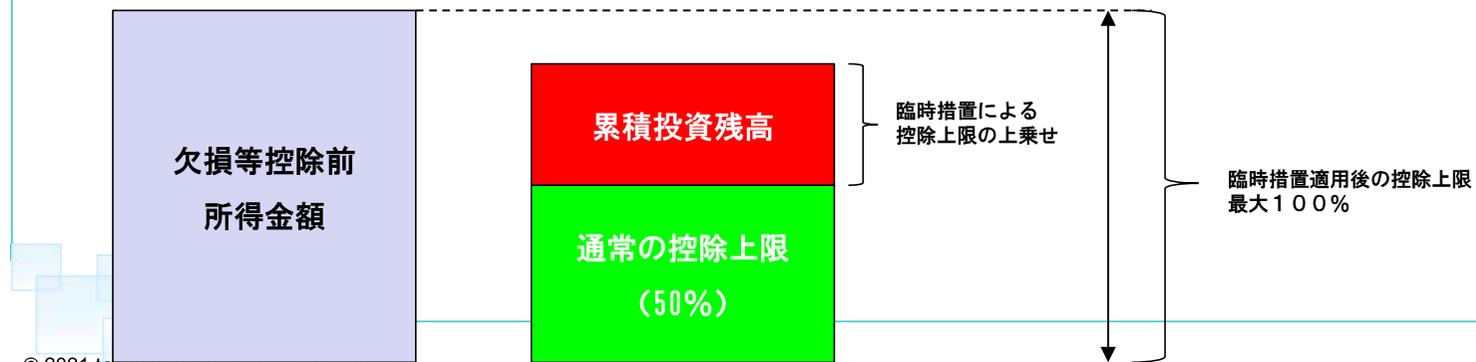
## 法人課税 4. 繰越欠損金の控除上限の特例

コロナ禍で厳しい経営環境にある企業が、果敢に抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の100%繰越控除をすることができる特例となります。

項目	内容
対象法人	次のいずれかに該当する法人 ①青色申告書提出法人 ②産業競争力強化法の改正の施行日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業摘要計画の認定を受けたもの ③事業摘要計画に従って同法の事業適応を実施するもの
適用事業年度	次のいずれにも該当する事業年度 ①基準事業年度（※1）開始の日以後5年以内に開始した事業年度であること。 ②事業適応計画の実施時期を含む事業年度であること ③令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること
特例対象欠損金額	令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度（※2）において生じた青色欠損金額をいう。

（※1）基準事業年度とは、特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度

（※2）一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌年度

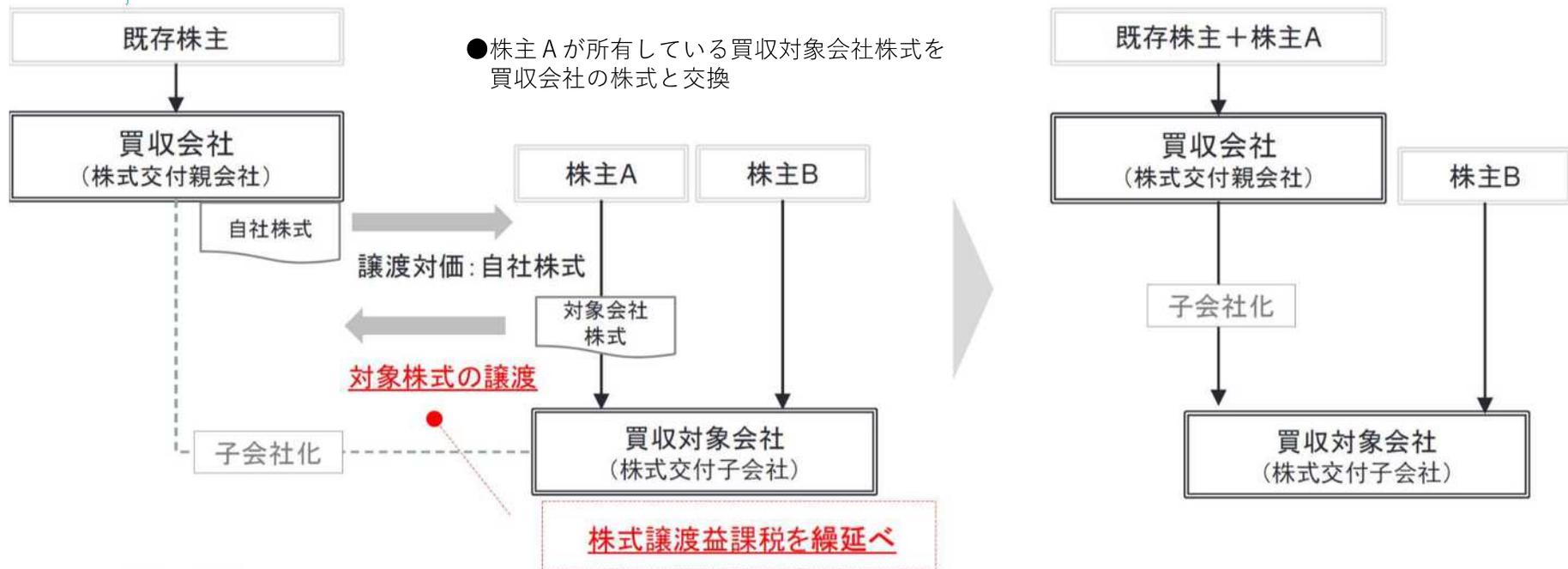


## 法人課税 5. 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

### 制度の概要

法人が会社法の株式交付制度によって、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式（自社株式）の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べる措置が創設されます。

自社株式にあわせて金銭等を交付する場合も、対価の80%以上が自社株式の価額である場合には、自社株式に対応する部分の譲渡損益の繰り延べが認められます。



## 法人課税 5. 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

### 〔株式交付制度と株式交換の比較〕

要件	株式交付制度 (本件株式対価M&A)	株式交換
買収会社	日本法上の株式会社 (内国法人)	日本法上の株式会社、合同会社 (内国法人)
買収対象会社	日本法上の株式会社 (内国法人) ※外国会社は不可	日本法上の株式会社 ※外国会社は不可
対価の種類	自社株式、金銭等 ※金銭等のみは不可	自社株式、金銭等
部分的買収の可否	可能 (50%超の取得)	不可
従前の子会社の追加買収	不可	完全支配関係の 構築に用いることは可能
対象会社株主の課税	【対価の80%超が自社株式】 課税繰延べ	【金銭等不交付株式交換】 課税繰延べ
	【上記以外】 課税	

- 株式交付の定義が「株式会社が他の株式会社を子会社とするために株式を交付すること」であるため、既存子会社の買い増しについては本制度は適用できません。
- 子会社が親会社株式を用いて行う三角株式対価M&Aには利用できません。

## 法人課税 6. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

### 改正の内容

大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の要件が以下のとおり見直され、新規雇用の給与等の支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制へ変更となります。

●新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる税制へ変更となります。

(2年間の時限措置)

●事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率を上乗せ。

●雇用者等給与等支給額は対前年度を上回る必要があるため、新規雇用者のみ増やして、全体の給与を減らしている企業は当該税制を適用できません。

## 法人課税 6. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

### 所得拡大促進税制（中小企業者等）

	中小企業者等（適用除外事業者を除く）	
	改正前	改正後
①	雇用者給与等支給額 $>$ 比較雇用者給与等支給額	雇用者給与等支給額（※1） $>$ 比較雇用者給与等支給額（※1）×101.5%
②	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額×101.5%	—
③	教育訓練費 $\geq$ 比較教育訓練費×110% 適用事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受け、その計画における経営力向上が確実に行われたものとして一定の証明がされていること	教育訓練費 $\geq$ 比較教育訓練費×110% 適用事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受け、その計画における経営力向上が確実に行われたものとして一定の証明がされていること
税額控除額	①②を満たす場合 給与等の増加額×15%	①を満たす場合 給与等の増加額（※2）×15%
	①③を満たし、②の増加率2.5%以上の場合 給与等の増加額×25%	①③を満たし、①の増加率2.5%以上の場合 給与等の増加額（※2）×25%

（※1） 雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しない。

（※2） 雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算したものが上限

## 法人課税 6. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

### 新規雇用者への賃上げ

(中小企業者等以外の法人向け)

	改正前	改正後
①	雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額	雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額
②	継続雇用者給与等支給額 ≥ 継続雇用者比較給与等支給額×103%	新規雇用者給与等支給額(※1) > 新規雇用者比較給与等支給額(※1)×102%
③	国内設備投資額 ≥ 減価償却費総額×95%	—
④	教育訓練費 ≥ 直近2期の教育訓練費の平均額×120%	教育訓練費 ≥ 比較教育訓練費×120%
税額 控除 額	①②③を満たす場合 給与等の増加額×15%	①②を満たす場合 控除対象新規雇用者給与等支給額×15%
	①②③④を満たす場合 給与等の増加額×20%	①②④を満たす場合 控除対象新規雇用者給与等支給額×20%

(※1) 雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しない。

(注意) 控除対象新規雇用者給与等支給額とは、国内の事業所において新たに雇用した者に対してその雇用した日から1年以内にし有する給与等の支給額をいいます。ただし、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額が上限となります(雇用調整助成金を控除)。

## 法人課税 6. 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

用語の確認

用語	内容
雇用者給与等支給額	適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）
比較雇用者給与等支給額	前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。
給与等支給増加額	雇用者給与等支給額 ー 比較雇用者給与等支給額
新規雇用者給与等支給額	国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から移動した者を除く。）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額（雇用調整助成金等は控除しない。）。
新規雇用者比較給与等支給額	前期の新規雇用者給与等支給額（雇用調整助成金等は控除しない。）。
控除対象新規雇用者給与等支給額	国内の事業所において新たに雇用した者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から移動した者を除く。）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額。ただし、 <b>雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額が上限</b> 。要件と異なり、雇用保険の一般被保険者に対するものに限られない。
教育訓練費	法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用 イ 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（「教育訓練等」）を自ら行う場合の費用 ロ 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費 ハ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用
比較教育訓練費の額	前期の教育訓練費

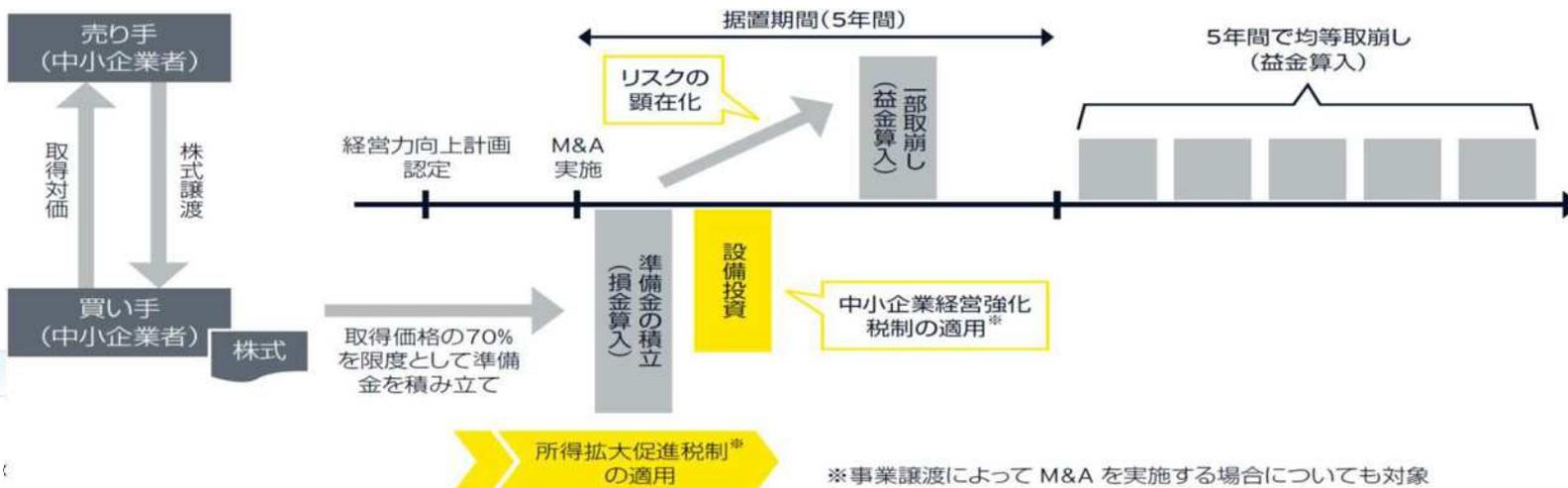
## 法人課税 7. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

### 制度の概要

青色申告書を提出する中小企業者のうち中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置が講じられます。

●この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩します。

●準備金積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとなります。



## 法人課税 7. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

区分	要件及び事由
対象法人	青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者（前3期の平均所得が年15億円超の中小企業者）を除く。）
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る）の認定を受けること</li> <li>② ①の後、経営力向上計画に従って、他の法人等の株式等（取得価格が10億円を超える場合を除く）を<u>購入</u>により取得すること</li> <li>③ 取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き該当株式を保有していること</li> <li>④ その株式等の取得価格の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てること</li> </ul>
措置内容	中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額が損金算入できる

- 中小企業事業再編投資損失準備金
- 経営力向上計画の認定
- 株式取得（取得価格が10億円以下）
- 取得価額価格の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できる
- 計画の認定期限：令和6年3月31日
- 準備金は、据置間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入

## 法人課税 8. 中小企業者等の優遇税制の延長

### 法人税の軽減税率の延長

法人の種類	所得金額	改正前				改正後			
		令和2.4.1～ 令和3.3.31	令和3.4.1～ 令和4.3.31	令和4.4.1～ 令和5.3.31	令和5.4.1～ 以後	令和2.4.1～ 令和3.3.31	令和3.4.1～ 令和4.3.31	令和4.4.1～ 令和5.3.31	令和5.4.1～ 以後
中小法人 一般社団法人等 人格のない社団 等	年800万円以下 の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		15% (軽減税率)		19% (本則税率)		
	年800万円超の 金額	23.20%				23.20%			
中小法人以外の 普通法人	所得による区分 なし	23.20%				23.20%			
公益法人等 協同組合等 特定医療法人	年800万円以下 の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		15% (軽減税率)		19% (本則税率)		
	年800万円超の 金額	19%				19%			

# 法人課税 8. 中小企業者等の優遇税制の延長

## 設備投資に係る特別償却や税額控除の延長

	中小企業経営強化税制 (延長)	中小企業投資促進税制 (延長)	中小企業防災・減災投資促進税制 (延長)
対象企業	青色申告書を提出する中小企業者等 (資本金額1億円以下の法人又は農業協同組合等)		
対象事業 (指定事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等が対象</li> <li>下記の事業等は対象外 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業 (映画業を除く)、鉄道業、航空運輸業、銀行業等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に製造業・建設業・小売業・卸売業・サービス業等が対象</li> <li>下記の事業等は対象外 電気業、熱供給業、水道業、娯楽業 (映画業を除く)、鉄道業、航空運輸業、銀行業、不動産業、物品賃貸業、料亭等</li> </ul>	—
適用要件	特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること	一定の対象設備の取得等をし、指定事業の用に供すること	設備の取得前に事業継続力強化計画等の認定を受け、認定を受けた日から1年以内に取得等をし、事業の用に供すること
見直し	<p>①特定経営力向上設備等の対象に次の設備を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営資源集約化措置 (仮称) が記載された経営力向上計画 (※) を実施するために必要不可欠な設備</li> </ul> <p>(※) 計画終了年度に修正ROA (総資産利益率) 又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画</p>	<p>①指定事業に次の事業を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産業</li> <li>物品賃貸業</li> <li>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業 (生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)</li> </ul> <p>②対象となる法人に商店街振興組合を追加する。</p> <p>③対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外する。</p>	<p>①対象資産に次の資産を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>架台 (対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る。) 及び無停電電源装置</li> <li>感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ</li> <li>資本的支出により取得等をする資産</li> </ul> <p>②対象資産から次の資産を除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備、防火シャッター</li> <li>補助金等の交付を受けて取得等をする</li> </ul>

## 法人課税 8. 中小企業者等の優遇税制の延長

		中小企業経営強化税制 (延長)	中小企業投資促進税制 (延長)	中小企業防災・ 減災投資促進税制 (延長)
対象資産・ 金額要件等	建物・構築物	—	—	—
	機械装置	1台160万円以上	1台160万円以上	1台100万円以上
	ソフトウェア	1台70万円以上	合計70万円以上	—
	器具備品	1台30万円以上	—	1台30万円以上
	建物附属設備	1台60万円以上	—	1台60万円以上
	工具	1台30万円以上	1台30万円以上かつ合計120万円以上	—
	普通貨物自動車	—	車両総重量3.5 t 以上	—
	内航船舶	—	取得価額の75%が対象	—
特別償却率		即時償却 (100%)	30%	20% 2023 (令和5) 年4月1日以後に取得等をする資産は18%
税額控除率	特定中小企業者等	10%	7%	適用不可
	上記以外	7%	適用不可	適用不可
適用期限		2023 (令和5) 年3月31日までの間に事業の用に供した資産	2023 (令和5) 年3月31日までの間に事業の用に供した資産	2023 (令和5) 年3月31日までの間に認定を受けた事業継続力強化計画等の対象資産で、認定を受けた日から1年以内に取得等をして事業の用に供した資産

## 法人課税 9. その他（大企業における租税特別措置規定の見直し）

### 改正の内容

平成30年度税制改正で導入された大企業への一定の租税特別措置の停止措置について、DX投資促進税制及びカーボンニュートラル投資促進税制を加えた上、適用期限を3年間延長し、令和6年3月31日までに開始する各事業年度に適用されることとなりました。

- 中小企業者（適用除外事業者を除く）又は農業協同組合等以外の法人
- ①②いずれかの要件を満たせば、租税特別措置の停止はなし
- 当期の所得金額 ≤ 前期の所得金額の場合には①②の要件は求められない**

項目	改正前	改正後
①給与等支給額要件	$\begin{matrix} \text{継続雇用者給与等支給額} \\ > \\ \text{継続雇用者比較給与等支給額} \end{matrix}$	$\begin{matrix} \text{継続雇用者給与等支給額} \text{ (※1)} \\ > \\ \text{継続雇用者比較給与等支給額} \text{ (※1)} \end{matrix}$
②設備投資要件	国内設備投資額 > 減価償却費総額 × 30%	国内設備投資額 > 減価償却費総額 × 30%
停止対象の制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研究開発税制</li> <li>●地域未来投資促進税制</li> <li>●認定特定高度情報通信技術活用設備導入促進税制（5G導入促進税制）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研究開発税制</li> <li>●地域未来投資促進税制</li> <li>●認定特定高度情報通信技術活用設備導入促進税制（5G導入促進税制）</li> <li>●DX投資促進税制</li> <li>●カーボンニュートラル投資促進税制</li> </ul>

（※1）雇用調整助成金及びこれに類するものは控除しない。

# 法人課税 9. その他（中小企業者等の範囲）

## 中小法人・中小企業者・中小企業者等の範囲

内容		区分	
資本金又は出資金の額が5億円以上の法人		大法人	
○資本金又は出資金の額が1億円超の法人 ○資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人 （中小企業投資育成株式会社を除く）		大規模法人	
	① 大法人の子会社等 ○大法人との間にその大法人による完全支配関係がある法人 ○完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人		
資本金又は出資金の額が1億円以下の法人	② 大規模法人の子会社 ○単一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人 ○2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人	中小法人等	
	③ ①②以外の法人		
資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人			中小企業者等
農業協同組合、中小企業等協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、森林組合等		農業協同組合等	

# 国際課税

# 国際課税 1. 外国子会社配当に係る外国源泉税の取扱いの見直し

## 改正の内容

外国子会社配当に係る外国源泉税の損金算入と外国税額控除の適用について、外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限ることとし、以下のとおり取り扱いが見直されます。

内国法人が外国子会社から受ける配当に係る外国源泉税の取扱いの見直しは次のとおりです。

① 外国子会社（持株割合25%以上かつ6月以上保有）から受ける配当に係る外国源泉税の損金算入について、外国子会社合算税制等との二重課税調整の対象とされる配当の額に対応する部分に限定（現行：全額損金算入）。

② 上記以外の外国子会社から受ける配当に係る外国源泉税の外国税額控除について、外国子会社合算税制等との二重課税調整の対象外とされる配当の額に対応する部分につきその適用を認める（現行：全額不適用）

●上記の見直しは、令和3年4月1日以後に開始する事業年度において受ける配当の額について適用する。

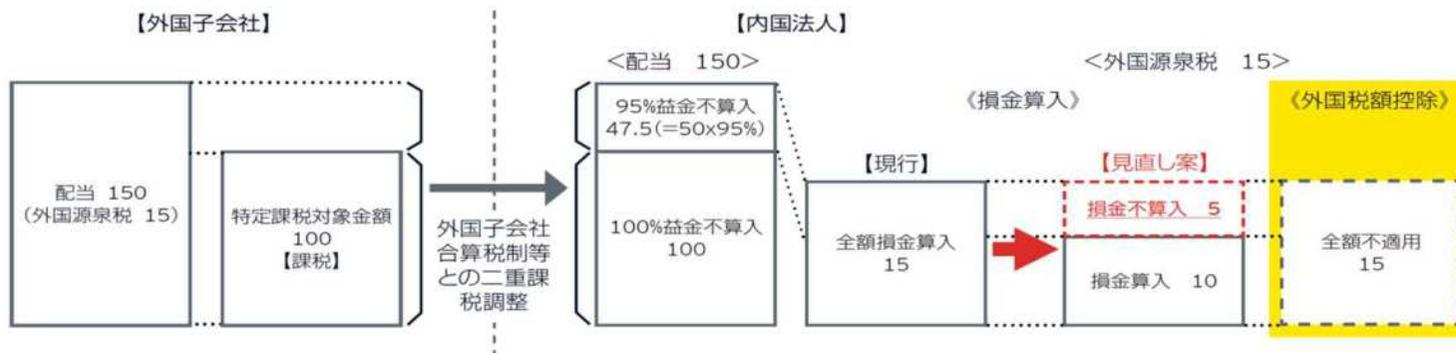
内国法人の 持株割合	受取配当課税	外国源泉税の取扱い	
		損金算入の可否	外国税額控除
25%未満	① 特定課税対象金額等に達するまでの金額 ⇒ 益金不算入 ② ①を超える金額 ⇒ 益金算入	全額損金算入（※1）	現行：全額不適用 改正：②に対応する部分は適用可とする
25%以上 （※2）	① 特定課税対象金額等に達するまでの金額 ⇒ 100%益金不算入 ② ①を超える金額 ⇒ 95%益金不算入	現行：全額損金算入 改正：②に対応する部分は損金不算入とする	全額不適用

（※1）外国税額控除を適用する場合は損金不算入

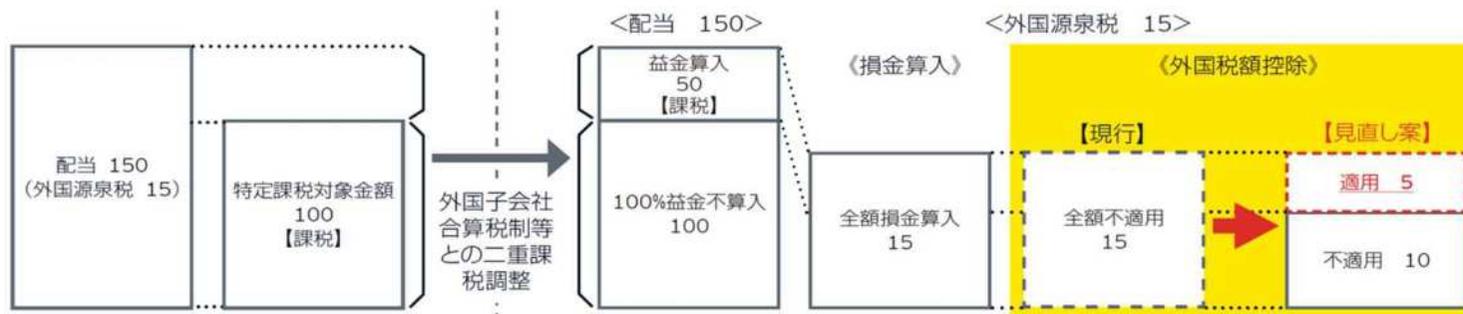
（※2）外国子会社配当金益金不算入の適用要件を満たす場合その他

# 国際課税 1. 外国子会社配当に係る外国源泉税の取扱いの見直し

## ① 外国子会社（持株割合25%以上かつ6月以上保有）から受ける配当の例



## ② 上記以外の外国子会社から受ける配当の例



## 国際課税 2. その他

### 1. 過大支払利子税制

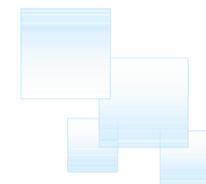
対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）について、以下のとおり取り扱いが見直されます。

- ① 対象外支払利子等の額に、次に掲げる金額を含めることとします。
  - イ 生命保険契約又は損害保険契約に基づいて保険料積立金に繰り入れる予定利子の額
  - ロ 損害保険契約に基づいて払戻積立金に繰り入れる予定利子の額
- ② 対象純支払利子等の額（対象支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額をいう。）の計算において、法人が受ける公社債投資信託の収益の分配の額に係る受取利子等相当額（その収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額をいう。）を受取利子等の額に加えることができることとします。

### 2. 外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度の見直し

外国法人の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入制度による損金不算入額について、その恒久的施設を通じて行う事業に係る負債の利子の額に、自己資本不足額がその利子の支払の基因となる負債その他資金の調達に係る負債の総額（現行：その利子の支払の基因となる負債の総額）に占める割合を乗じて計算する方法に見直されます。

令和3年3月  
近畿税理士会 天王寺支部研修



## 令和3年度 税制改正②

～個人所得課税・納税環境整備・その他～

神戸支部 藤田隆大

## 目次

### 〔個人所得課税〕

1. 住宅ローン控除 (p4~)
2. 確定拠出年金 (p7~)
3. 退職所得課税の適正化 (p11~)
4. 同族会社の社債利子 (p14~)
5. 個人住民税の特定配当等 (p15~)

### 〔資産課税〕

1. 住宅取得等資金の贈与 (p19~)
2. 教育資金の一括贈与 (p23~)
3. 結婚・子育て資金の一括贈与 (p25~)

### 〔資産課税〕

4. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の要件緩和 (p26~)
5. 国際金融都市に向けた税制上の措 (p27~)

### 〔納税環境整備〕 (p28~)

### 〔その他〕 (p42~)

# 個人所得課税

## 個人所得課税 1. 住宅ローン控除等の特例措置

### 改正の内容

- ①住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、控除期間が**13年**となる住宅ローン控除の特例を適用できることとする（個人住民税も同様）。
- ②上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が**40㎡以上50㎡未満**である住宅の用に供する家屋についても適用できることとする。ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る**合計所得金額が1,000万円**を超える年については、適用しない。

特別特例取得 = その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

区分	契約期間
新築	令和2年（2020年）10月1日から令和3年（2021年）9月30日まで
その他	令和2年（2020年）12月1日から令和3年（2021年）11月30日まで

●特別特例取得（消費税率10%の取得）が対象であるため、個人間売買は対象外となります。

# 個人所得課税 1. 住宅ローン控除等の特例措置

## 住宅ローン控除まとめ

項目	主な要件	床面積要件	所得要件 (適用対象者の 適用を受ける年分)	契約要件		入居時期			
				・居住用家屋の新築	・分譲住宅(※)の取得 ・既存住宅の取得 ・増改築等 (※)居住用家屋で建築後使用 されたことのないもの	2019年 (令和1年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
改正前	原則	50㎡以上	合計所得金額が 3,000万円以下	—	—	控除期間10年			
	消費税率10%引上げに伴う反動減 対策の上乗せ措置 (控除期間13年間) ※令和元年度税制改正			—	—	【2019年(令和元年)10月1日から2020年(令和2年)12月31日 までに入居】 控除期間13年			
	コロナ特例 (新型コロナウイルス感染症の影響 を踏まえた上乗せ措置の弾力化) ※令和二年法律第二十五号第六条			2020年(令和2年)9月30日 までに契約	2020年(令和2年)11月30日 までに契約	【2021年(令和3年)12月31日までに入居】		控除期間 13年	
改正後	消費税率10%引上げに伴う反動減 対策の上乗せ措置である控除期間 13年間の措置を延長	50㎡以上	合計所得金額が 3,000万円以下	2020年(令和2年)10月1日 から 2021年(令和3年)9月30日 までに契約	2020年(令和2年)12月1日 から 2021年(令和3年)11月30日 までに契約	【2021年(令和3年)1月1日から2022年(令和4年)12月31日 までに入居】 控除期間13年			
		40㎡以上 50㎡未満	合計所得金額が 1,000万円以下						

## 個人所得課税 1. 住宅ローン控除等の特例措置

### 適用誤りに注意

- ①住宅ローン控除と贈与税の住宅取得等資金の贈与の特例について合わせて適用を受けた場合の控除額（直系尊属から住宅取得等資金の贈与非課税制度及び住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例）
  - ②住宅ローン控除と居住用財産を譲渡した場合等の譲渡所得の課税の特例との重複適用
  - ③直系尊属から住宅取得等資金の贈与非課税の特例適用における所得要件
- 今回改正されていませんが、住宅ローン控除の控除率1%を下回る借入金利で住宅ローンが借り入れられているケースが散見されることから、令和4年（2022年）度税制改正において控除額や控除率のあり方が検討されています。

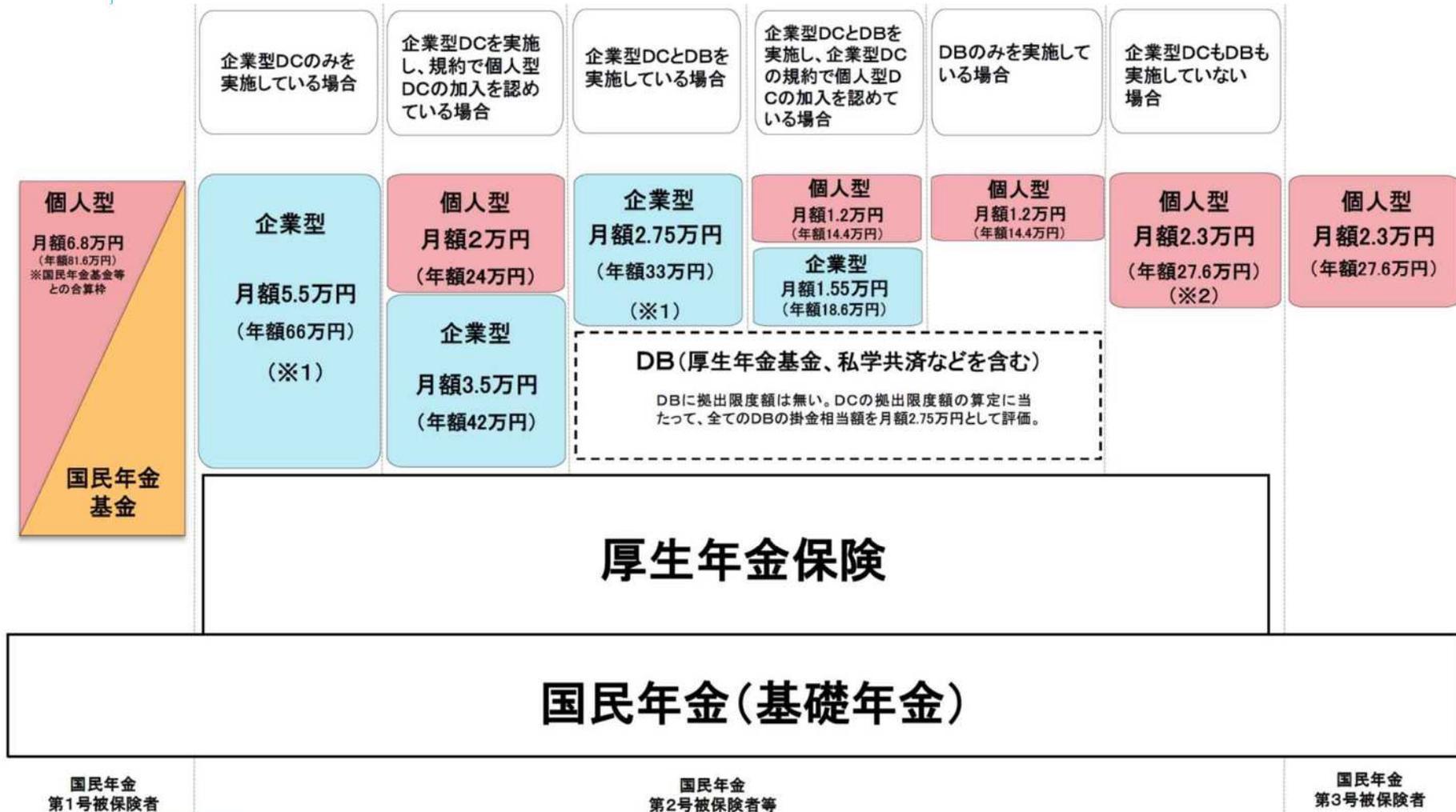
## 個人所得課税 2. 確定拠出型年金の拠出限度額の見直し

### 改正の内容

- 確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置が適用されます。
- ① 確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額2.75万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ② 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額（現行：月額1.2万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額2万円を上限）とする。

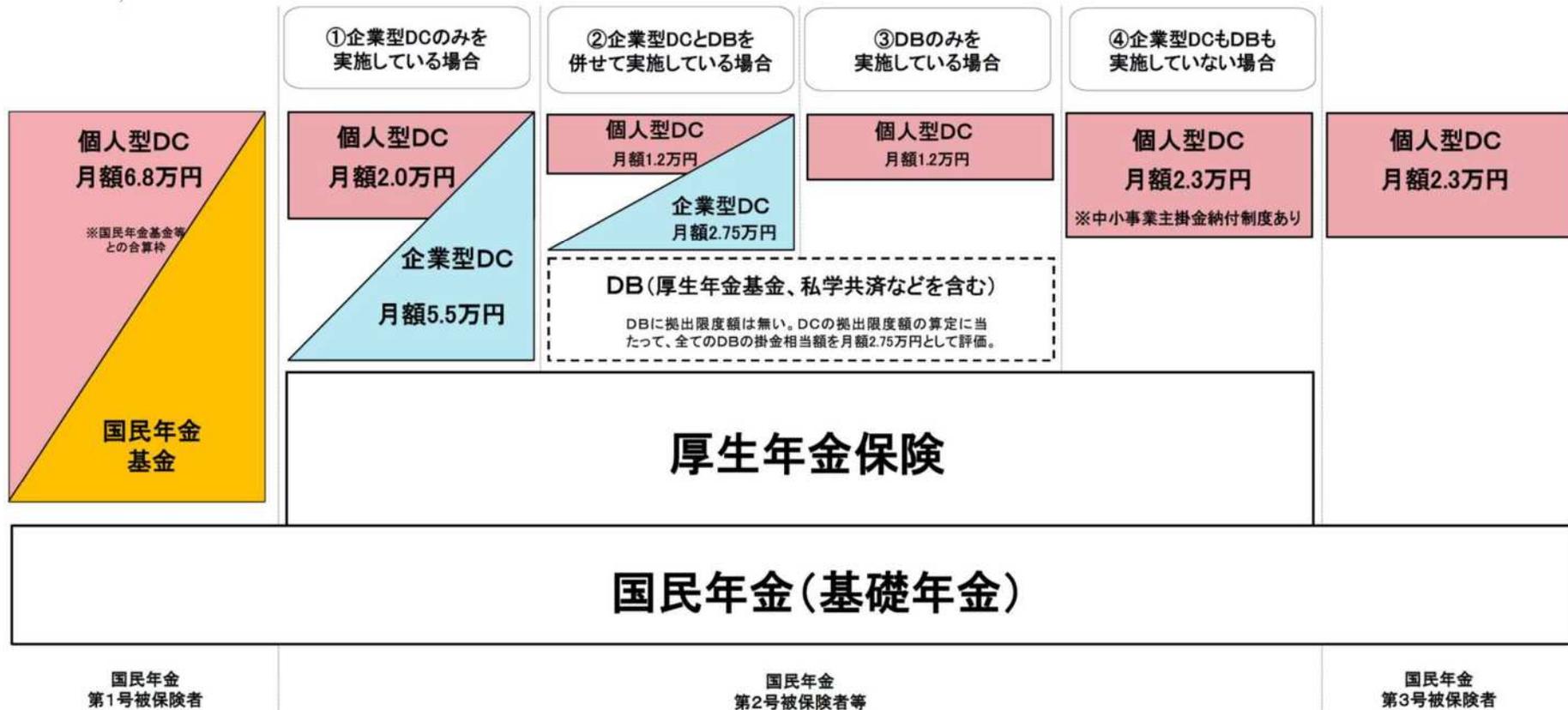
## 個人所得課税 2. 確定拠出型年金の拠出限度額の見直し

### ● 拠出限度額一覧（令和2年（2020年）10月）



## 個人所得課税 2. 確定拠出型年金の拠出限度額の見直し

### ●拠出限度額一覧（令和2年度改正反映 令和4年（2022年）10月以降）



## 個人所得課税 2. 確定拠出型年金の拠出限度額の見直し

### ●主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

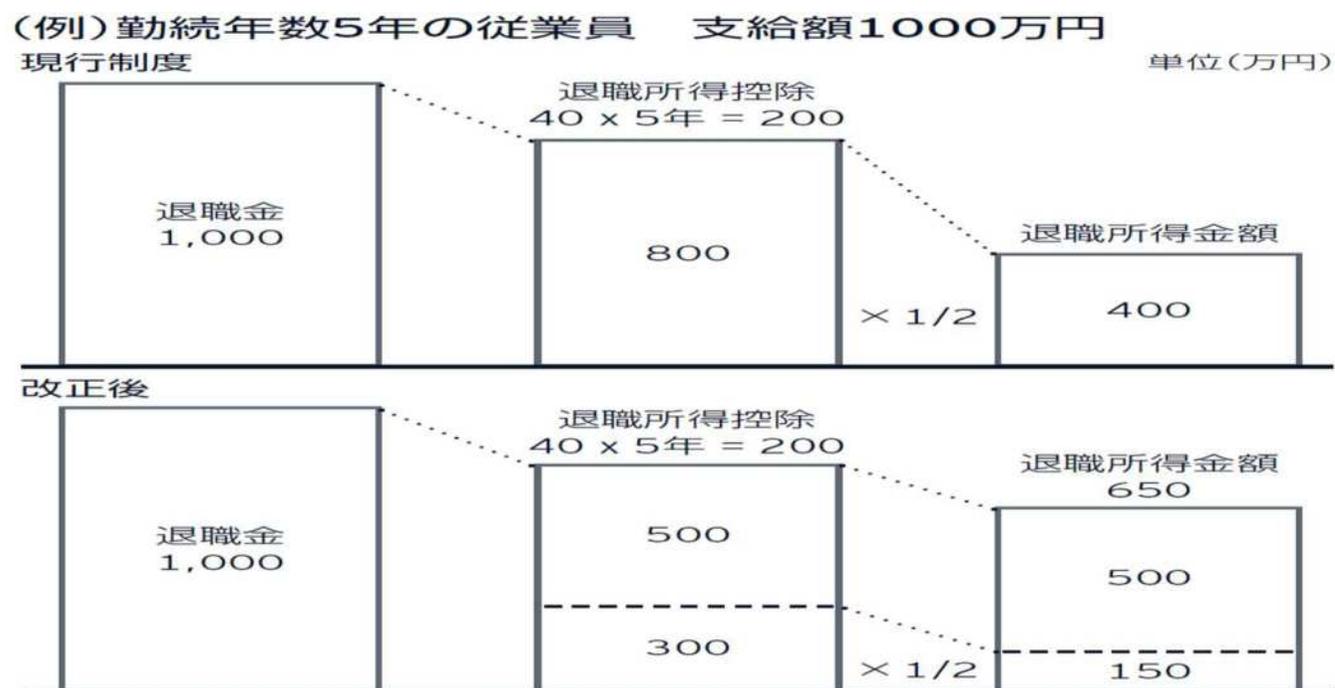
制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限		
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時			
私的年金	<b>確定給付企業年金(DB)</b> ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金算入  <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">非課税</div>	一部控除 (生命保険料控除)	課税停止(注)	なし (中途引出し可)		
	<b>確定拠出年金(DC)</b> ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度(掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	<b>【企業型DC】</b> 原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) <b>【個人型DC】(iDeCo)</b> 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 (小規模企業共済等掛金控除)		【年金払い】雑所得(公的年金等控除)	支給開始年齢まで払出不可	
	<b>厚生年金基金</b> ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半(一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 (社会保険料控除)		<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">非課税</div>	【一時金払い】退職所得又は一時所得	支給開始年齢まで払出不可
	<b>適格退職年金</b> ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 (生命保険料控除)			<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">一部課税</div>	なし (中途引出し可)
非課税貯蓄・投資	<b>NISA</b> ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	<b>【一般NISA】</b> 投資限度額:年120万円(非課税期間5年間) <b>【つみたてNISA】</b> 投資限度額:年40万円(非課税期間20年間)	(事業主拠出なし)	税引き後所得から拠出	非課税	なし		
	<b>財形住宅(年金)貯蓄</b> ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限		<div style="border: 1px solid pink; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">課税</div>	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">非課税</div>	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">非課税</div>	住宅取得・年金支払以外の払出は遡及課税	

## 個人所得課税 3. 退職所得課税の適正化

### 改正の内容

勤続年数5年以下の法人役員等以外の短期退職手当金等については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しないこととされます。

【適用時期】 令和4年（2022年）分以後の所得税について適用されます。



## 個人所得課税 3. 退職所得課税の適正化

(退職所得の計算式)

① (収入金額－退職所得控除) × 1/2 (注) = 退職所得の金額 (分離課税)

② 退職所得の金額 × 税率 (5%～45%累進税率) = 所得金額 (別途復興税)

退職所得の金額 × 税率 (10%) = 住民税額

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等については、1/2しない

⇒平成25年分より改正

(退職所得控除)

勤続年数20年までの部分 ⇒ 40万円/年

勤続年数20年超の部分 ⇒ 70万円/年

勤続年数	金額	従業員	
		改正前	改正後
5年以下	退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の300万円以下の部分	2分の1の課税適用あり	2分の1の課税適用あり
	同300万円超の部分	2分の1の課税適用あり	2分の1の課税適用なし
5年超		2分の1の課税適用あり	2分の1の課税適用あり

●役員等の退職所得課税についての改正はありません。

## 個人所得課税 3. 退職所得課税の適正化

(退職所得)

区分	勤続年数	退職手当等の収入金額	退職所得
①従業員の 退職手当等 (②以外のもの)	1年	340万円以下	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$
		340万円超	$\text{収入金額} - \text{退職所得控除} - 150\text{万円}$
	2年	380万円以下	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$
		380万円超	$\text{収入金額} - \text{退職所得控除} - 150\text{万円}$
	3年	420万円以下	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$
		420万円超	$\text{収入金額} - \text{退職所得控除} - 150\text{万円}$
	4年	460万円以下	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$
		460万円超	$\text{収入金額} - \text{退職所得控除} - 150\text{万円}$
	5年	500万円以下	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除}) \times 1/2$
		500万円超	$\text{収入金額} - \text{退職所得控除} - 150\text{万円}$

区分	勤続年数	退職手当等の収入金額	退職所得
②特定役員 退職手当等	1年	— (収入金額による差なし)	$\text{収入金額} - \text{退職所得控除}$
	2年		
	3年		
	4年		
	5年		

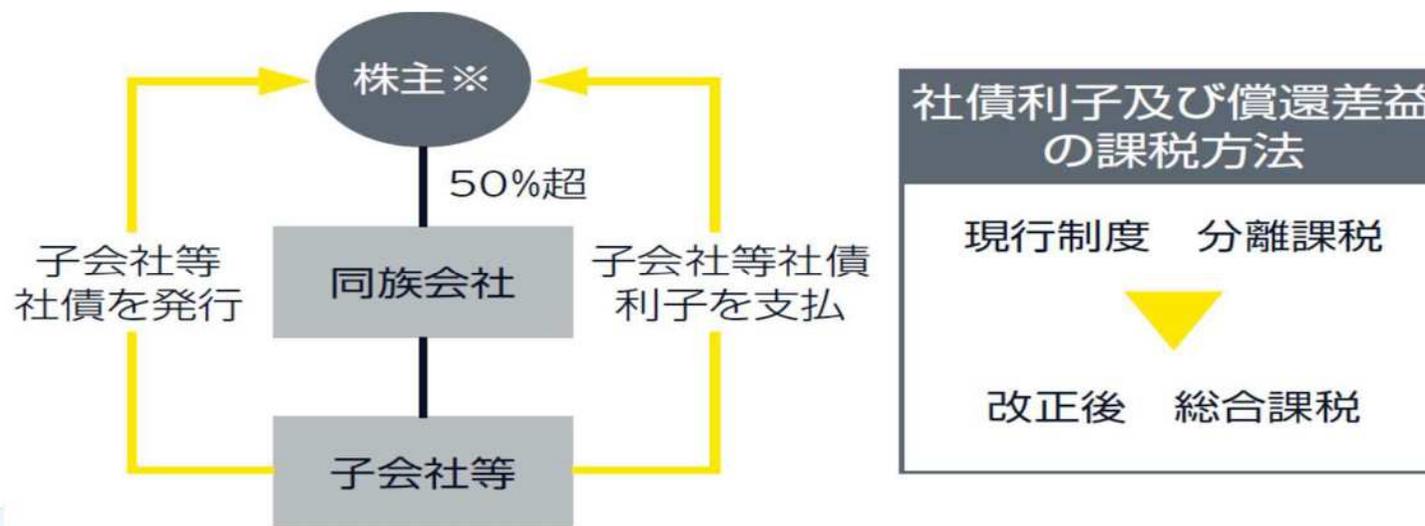
## 個人所得課税 4. 同族会社の社債利子及び償還金の課税強化

### 改正の内容

同族会社が発行した社債の利子等の課税方法の見直し社債の利子のうち、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の個人株主等が支払を受けるものについては、総合課税の対象とされていますが、その**同族会社を通じて支配する子会社や孫会社等**が発行した社債の利子についても総合課税の対象となります（現行：分離課税）。

また、社債の償還差益についても、同様の取り扱いとなります。

【適用時期】令和3年（2021年）4月1日以後の支払を受ける社債の利子及び償還金について適用



# 個人所得課税 5. 個人住民税の特定配当等の申告不要選択の手続きの簡素化

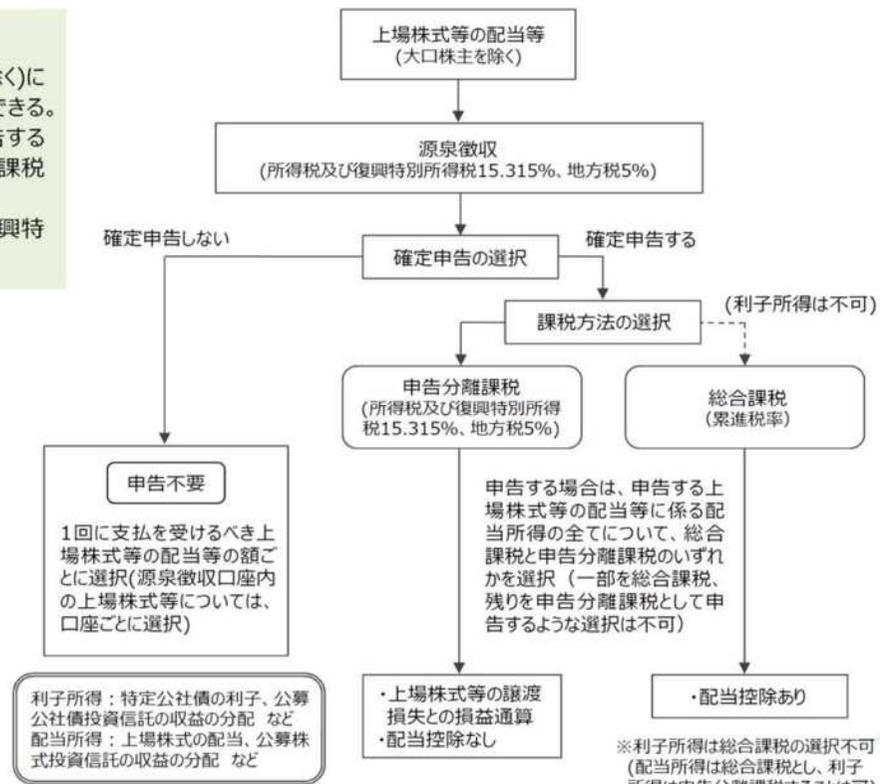
## 改正の内容

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加することになりました。

【適用時期】 令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合

### ■概要

上場株式等の配当等(一定の大口株主等が受けるものを除く)については、総合課税に代えて申告分離課税を選択することができる。  
なお、上場株式等の配当等を申告する場合には、その申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することになる。  
また、申告分離課税の税率は、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用される。



## 個人所得課税 5. 個人住民税の特定配当等の申告不要選択の手続きの簡素化

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式
譲渡所得 ※1	源泉徴収ありの特定口座の場合	●申告不要 ●申告分離課税 から納税者が選択	●申告不要 ●申告分離課税 から納税者が選択
	上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税
配当所得	大口株主に該当しない場合	●申告不要 ●申告分離課税 ●総合課税 から納税者が選択	●申告不要 ●申告分離課税 ●総合課税 から納税者が選択
	大口株主(発行済み株式の3%以上保有)の場合	総合課税 ※2	総合課税

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

※1 取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

※2 少額配当(年1回配当の場合1銘柄10万円以下)に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可(住民税は総合課税のみ)。

現行制度	改正後
所得税と別の課税方式とする場合は住民税申告が必要	住民税は申告不要とする場合は所得税確定申告書に附記

- 所得税と異なる課税方式により個人住民税の課税方式を選択ができることが平成29年度税制改正で明確化されましたが、この選択の際に必要な住民税の確定申告が不要となります。

## 個人所得課税 近年の所得税負担の増加

### 近年の税制改正による所得税負担の増加

【例】役員報酬 3,000万円の甲社長（奥様は専業主婦、扶養親族なし） 所得税率40%

税制改正	内容	影響
平成28年	給与所得控除額 245万円 ⇒ 230万円	給与所得 +15万円
平成29年	給与所得控除額 230万円 ⇒ 220万円	給与所得 +10万円
平成30年	配偶者控除 38万円 ⇒ 0	所得控除 ▲38万円（33万円）
令和2年	給与所得控除額 220万円 ⇒ 195万円	給与所得 +25万円
	基礎控除額 38万円 ⇒ 0	所得控除 ▲38万円（33万円）

結果として、『給与所得が50万円増加』と『所得控除が76万円（66万円）減少』しています。

# 資産課税

## 資産課税 1. 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置等①

### 改正の内容

- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年（2021年）4月1日から同年12月31日までの間に住宅の新築等に係る契約を締結した場合に、次のとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる措置が講じられます。

区分	現行制度	改正後
消費税等の税率10%適用住宅	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅	800万円	1,000万円

上記は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅に係る非課税限度額であり、一般住宅に係る非課税限度額は上記金額からそれぞれ500万円を減じた額となります。

【適用時期】 令和3年（2021年）以後に贈与を受ける場合に適用

## 資産課税 1. 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置等①

住宅用家屋の新築等 に係る契約締結日		2019年 (平成31年)	2020年 (令和2年)		2021年 (令和3年)	
		4月～12月	1月～3月	4月～12月	1月～3月	4月～12月
良質な住宅用家屋	消費税率 10%	3,000万円	3,000万円	1,500万円	1,500万円	改正後1,500万円 (改正前1,200万円)
	上記以外	1,200万円	1,200万円	1,000万円	1,000万円	改正後1,000万円 (改正前 800万円)
上記以外の住宅用家屋	消費税率 10%	2,500万円	2,500万円	1,000万円	1,000万円	改正後1,000万円 (改正前 800万円)
	上記以外	700万円	700万円	500万円	500万円	改正後 500万円 (改正前 300万円)

- 「良質な住宅用家屋」とは、①省エネルギー性の高い住宅、②耐震性の高い住宅、③バリアフリー性の高い住宅のいずれかの性能を満たす住宅をいいます。
- 個人間売買等（仲介を含む）により中古住宅を取得した者は、消費税等が課税されないため、「上記以外」に含まれます。

## 資産課税 1. 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置等②

②受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡（現行：50㎡）に引き下げられます。

贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額	現行制度	改正後
1,000万円以下	床面積50㎡以上 240㎡以下	床面積40㎡以上 240㎡以下
1,000万円超2,000万円以下		床面積50㎡以上 240㎡以下

【適用時期】 令和3年（2021年）以後に贈与を受ける場合に適用

## 資産課税 1. 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税措置等②

住宅取得等資金の非課税措置を申請する受贈者は、次の要件を満たすことが必要です。

### 1. 贈与時に日本国内に住所を有していること

(注) 贈与時に日本国内に住所を有しない者であっても、次のア及びイに該当する場合は対象

ア 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有しており、かつ、受贈者又は贈与者のいずれかがその贈与前5年以内に日本国内に住所を有していたこと。

イ 贈与を受けた時に受贈者が日本国籍を有していないが、贈与者がその贈与の時に日本国内に住所を有していたこと。

### 2. 贈与時に贈与者の直系卑属であること

### 3. 贈与年の1月1日において、20歳以上であること

### 4. 贈与年の合計所得金額が2,000万円以下であること

### 5. 贈与年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等をする事

### 6. 贈与年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること、又は、同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること

## 資産課税 2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

### 改正の内容

- 下記の措置を講じた上、適用期間を令和5年（2023年）3月31日まで2年間延長。

【適用時期】 下記①及び②の改正は、令和3年（2021年）4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

- ① 直系尊属から一括贈与を受けた教育資金について、教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を相続等により取得したものとみなされることとなります（現行：贈与者死亡前3年以内贈与のみ対象）。

ただし、受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には対象外となります（現行と同じ）。

## 資産課税 2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、受贈者が贈与者の孫等である場合には、贈与者死亡時の管理残高に係る相続税に2割加算が適用されず（現行：適用なし）。

区分	現行制度	改正後
贈与者死亡時	贈与者死亡前3年以内の贈与に係る残額についてのみ贈与税の対象	全ての贈与に係る残額が相続税の対象
受贈者が孫・ひ孫	2割加算の適用なし（3年以内の贈与に係る残額のみ）	2割加算の適用あり（全ての贈与に係る残額が対象）

- 信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用を受けることができません。
- 信託等の契約時期により、相続財産に加算されるか否か、相続税額2割加算の対象となるか否かに違いがあるため注意が必要です。

信託等の契約日	平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
管理残高への加算	なし	3年以内は加算

## 資産課税 3. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

### 改正の内容

- 下記の措置を講じた上、適用期間を令和5年（2023年）3月31日まで2年間延長。  
【適用時期】 この改正は、令和3年（2021年）4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

- ① 直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金に係る贈与者死亡時の管理残額について、受贈者が贈与者の孫等である場合には、贈与者死亡時の管理残額に係る相続税に2割加算が適用されます（現行適用なし）。
- ② 受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行20歳以上）に引き下げられます。

区分	現行制度	改正後
受贈者が孫・ひ孫で贈与者死亡時	残額が相続税の対象 2割加算の適用なし	残額が相続税の対象 2割加算の適用あり
受贈者の年齢要件	20歳以上50歳未満	18歳以上50歳未満

- 贈与等の時期によって、受贈者が孫・ひ孫である場合の2割加算の適用について相続時の取り扱いが異なる可能性あり。（令和3年4月1日以後の信託等）  
⇒ いつ行われた贈与等であるかを相続時に確認する必要がある。

## 資産課税 4. 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の要件緩和

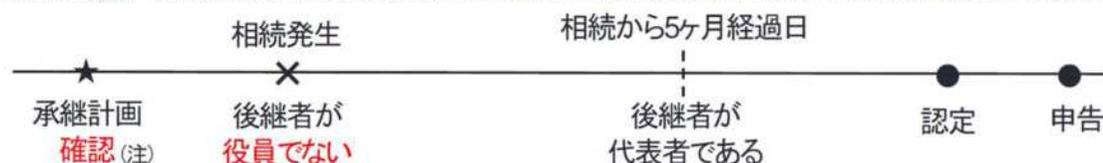
### 改正の内容

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の要件緩和非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員であることとされている役員要件が緩和されます。

〈後継者の役員要件〉

	現行制度	改正後
原則	後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員である必要あり。	後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員である必要あり。
例外	先代経営者等である被相続人が60歳未満で死亡した場合には役員要件不要	先代経営者等である被相続人が70歳未満で死亡した場合には役員要件不要 後継者が特例承継計画の特例後継者として記載されている者である場合には役員要件不要

〈相続発生前<sup>に</sup>、後継者が特例後継者として記載された特例承継計画の確認を受けた場合〉



(注)2023年(令和5年)3月31日まで。

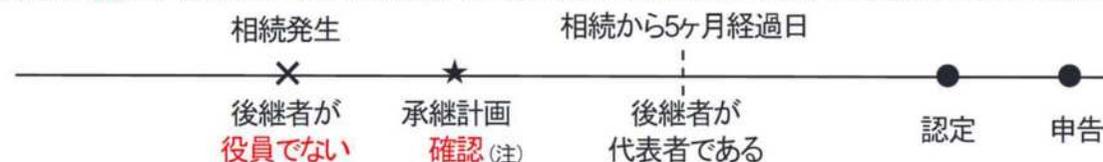
改正前

被相続人が  
60歳未満の  
場合のみ○

改正後

○  
※被相続人の  
年齢問わず

〈相続発生後<sup>に</sup>、後継者が特例後継者として記載された特例承継計画の確認を受けた場合〉



改正前

被相続人が  
60歳未満の  
場合のみ○

改正後

被相続人が  
70歳未満の  
場合のみ○

## 資産課税 5. 国際金融都市に向けた税制上の措置

### 改正の内容

#### ●海外からの高度人材に係る国外財産に係る相続税・贈与税の特例

高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等については、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象としないこととされます。

具体的には、国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続もしくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととされます。

- 上記の在留資格 ⇒ 出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格  
第二の在留資格（永住者、日本人の配偶者等）は含まれない

内容	現行制度	改正後
国内に居住する「在留資格」を有する者が、「国内に短期的に居住する在留資格を有する者」や「国外に居住する外国人等」に対して相続や贈与をする場合	被相続人や贈与者の居住期間が「相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下である場合」に限って、国外財産が相続税・贈与税の課税対象外となっていた。	居住期間の縛りがなくなり、居住期間にかかわらず、国外財産に対しては相続税・贈与税が課税されないこととなる。

# 納税環境整備

## 納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し

### 改正の概要

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に見直されます。

	書類等の種類	現行制度	改正後
国税関係帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、固定資産台帳など	税務署長の承認が必要 一定要件を充足し、備付けを開始する日の3月前までに申請書及び添付書類を提出	承認制度を廃止 電磁的記録の保存要件を見直し
国税関係書類等	自己が作成・発行する書類（写し） 相手先から受領する書類（スキャナ保存）	税務署長の承認が必要 一定要件を充足し、保存に代える日の3月前までに申請書及び添付書類を提出	過少申告加算税の減額 タイムスタンプ要件の緩和 適正事務処理要件を廃止 検索要件の緩和
	電子取引による電磁的記録	承認は不要（保存義務あり）	タイムスタンプ要件の緩和 検索要件の緩和

## 納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し①

### ① 電子帳簿等保存制度に係る手続きの簡素化

国税関係帳簿書類を電子的に保存する場合における、税務署長による事前承認制度が廃止されます。また、電子帳簿の保存に係る要件が緩和されるとともに、現行の要件を充たす電子帳簿については、関連して過少申告があった場合の**過少申告加算税が5%軽減**されます。

要件	現行制度	改正後
承認制度	備付けを開始する日の3月前までに承認申請	廃止
電磁的記録の保存要件	承認申請時に確認	自社にて保存要件の充足を確認
過少申告加算税の減額	—	一定要件を充足する場合に過少申告加算税を5%減額

【現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件等を満たし、その旨を事前に届け出る場合（優良な電子帳簿）】

	現行制度	改正後
青色申告特別控除	正規の簿記の原則に従って記帳している者で、電子帳簿保存またはe-Taxで申告している場合65万円の控除を受けられる。	電子帳簿保存について、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件ならびに改正後の検索要件を満たし、その旨を事前に届け出た場合に限る。 <b>改正後の簡易的な電子帳簿保存では要件を満たさない。</b>
申告漏れに課される過少申告加算税	<ul style="list-style-type: none"> <li>増差税額の10%</li> <li>期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超えるときは5%加算</li> </ul>	電磁的記録に記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件並びに改正後の検索要件を満たし、その旨を事前に届け出た場合に限り、 <b>5%軽減</b> する。

## 納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し①

改正により、国税関係帳簿書類は、**現行の訂正・削除要件や相互関連性要件を充たす「優良な電子帳簿」と、それ以外の「一般電子帳簿」**に区分され、要件や取り扱いが異なることとなります。

項目		現行制度	優良な電子帳簿	一般電子帳簿
事前の承認申請		事前承認	事前に届出書を提出	廃止
真実性の確保	訂正・削除履歴の保存	訂正削除した場合に内容を確認できること	訂正削除した場合に内容を確認できること	廃止
	相互関連性	データと帳簿との相互関連性の確保	データと帳簿との相互関連性の確保	廃止
	関連書類等の備付け	電子計算機処理システムの概要書等、一定の書類の備付け	電子計算機処理システムの概要書等、一定の書類の備付け	電子計算機処理システムの概要書等、一定の書類の備付け
可視性の確保	見読可能性の確保	電子計算機やディスプレイ等の操作説明書等を備付け、画面等に生前明瞭な状態で、速やかに出力することができること	電子計算機やディスプレイ等の操作説明書等を備付け、画面等に生前明瞭な状態で、速やかに出力することができること	電子計算機やディスプレイ等の操作説明書等を備付け、画面等に生前明瞭な状態で、速やかに出力することができること
	検索機能の確保	取引年月日、勘定科目、取引金額その他帳簿の種類に応じた検索項目を設定	検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限る	税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードに応じることとする場合には左の要件は不要
		日時、金額について、その範囲を指定して条件を設定することができる	税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードに応じることとする場合には左の要件は不要	
2以上の任意の項目を組み合わせ条件設定することができる	税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードに応じることとする場合には左の要件は不要			

## 納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し②

### ② 検索機能の確保要件の簡素化

国税関係帳簿書類を電子的に保存する場合に要求されていた、検索機能の確保要件が、以下のとおり簡素化されます。

スキャナ保存制度や、電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度についても、現行の検索機能の確保要件が、同様に簡素化されます。

	現行制度	改正後
(ア)	「取引年月日」「勘定科目」「取引金額」「相手方勘定科目」など、国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定できること	検索項目が「日付」「金額」「取引先」に限定される
(イ)	日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定できること	保存義務者が、税務職員の質問検査権に基づくダウンロード要求に応じるときは、左記（イ）及び（ウ）の検索要件を不要とする
(ウ)	2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること	

※ 売上高が1,000万円以下である保存義務者が上記のダウンロード要求に応じるときは、（ア）（イ）（ウ）の検索要件のすべてが不要とされます。

## 納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し③

### ③ スキャナ保存制度の要件緩和

#### 【国税関係書類のスキャナ保存制度】

		現行制度	改正後
税務署長の承認		スキャナ保存を開始する3月前の日まで	廃止
領収書への自署		受領者がスキャンする場合には領収書に自署	署名不要
タイムスタンプの要件	付与期限	3日以内	最長2 ヶ月+7 営業日以内に統一
	受領者等の自署	必要	不要
	タイムスタンプの付与	必要	一定の場合には不要（※1）
適正事務処理要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互牽制</li> <li>・定期的な検査</li> <li>・再発防止策の社内規定整備等</li> </ul>	廃止
検索機能の確保	検索項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引年月日</li> <li>・勘定科目</li> <li>・取引金額</li> <li>・その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引等の年月日</li> <li>・取引金額</li> <li>・取引先</li> </ul>
	検索機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付、金額について、その範囲を指定して条件を設定することができる</li> <li>・2以上の任意の項目を組み合わせて条件設定することができる</li> </ul>	税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードに応じる場合には、検索の要件不要
読取りに関する要件		200dpi以上の解像度、カラー画像による読み取り、大きさ情報の保存	200dpi以上の解像度、カラー画像による読み取り、大きさ情報の保存
見読可能性の確保		見読可能装置の備付け、整然明瞭出力	見読可能装置の備付け、整然明瞭出力

※1 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む）において、その電磁的記録の保存を行うことを持って、タイムスタンプの付与に代えることができるとされています。

## 納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し④

### ④ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件

電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度について、タイムスタンプの付与期間がスキャナ保存制度と統一されます。

#### 【電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件】

	現行制度	改正後
保存上の措置（タイムスタンプ）	取引先から受領した領収書等の電子データの保存方法として、タイムスタンプを付与するときは、受領後、遅滞なく付与	タイムスタンプ付与までの期間はスキャナ保存と同様に最長2カ月＋7営業日以内に統一
保存方法	電子取引データは書面で出力して保存することも認められる	電子取引データの書面に出力しての保存措置は廃止
検索項目	<ul style="list-style-type: none"><li>取引年月日</li><li>勘定科目</li><li>取引金額</li><li>その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>取引等の年月日</li><li>取引金額</li><li>取引先</li></ul>
検索機能	<ul style="list-style-type: none"><li>日付、金額について、その範囲を指定して条件を設定することができる</li><li>2以上の任意の項目を組み合わせ条件設定することができる</li></ul>	税務職員の質問検査権に基づくデータのダウンロードに応じる場合には、検索の要件不要
罰則	電子取引データの改ざん等の不正行為があった場合でも、重加算税の他に特別な罰則なし	電子取引データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重

## 納税環境整備 1. 電子帳簿等保存制度の見直し

- スキャナ保存が行われた国税関係書類や、申告所得税・法人税・消費税における電子取引の電磁的記録に関し、隠蔽又は偽装された事実があった場合には、重加算税については、通常課される重加算税に加え申告漏れに係る本税の10%に相当する金額を加算した金額となります。

【適用時期】 令和4年1月1日以後に申告期限が到来する国税に適用

- 電子取引の取引情報の保存について、電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止となります。

【適用時期】 令和4年1月1日以後に行う保存を行う国税関係書類等に適用

## 納税環境整備 2. 税務関係書類における押印義務の見直し

### 改正の内容

税務署長等に提出する税務関係書類のうち、納税者の押印を求めているものについては、原則として押印義務が廃止されます。一方、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている税務関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付が求められます。

この改正は令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されますが、押印を要しないこととなる税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印を求めないこととされます。

【適用時期】 令和3年（2021年）4月1日以後に提出する税務関係書類

押印不要となる書類の例	引き続き押印を要する書類の例
<ul style="list-style-type: none"><li>確定申告書</li><li>給与所得者の扶養控除等申告書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>遺産分割協議書</li><li>不動産抵当権設定登記承諾書</li><li>第三者による納税保証書</li></ul>

### 改正の内容

#### ① 滞納処分免脱罪の適用対象の拡大

滞納処分の執行を免れる目的で財産の隠ぺい等をしたものに適用される滞納処分免脱罪の適用対象について、納税者等が徴収共助の要請による徴収を免れる目的で国外財産の隠ぺい等の行為をした場合が加えられます。令和4年1月1日以後にした違反行為について適用されます。

#### ② 無償譲渡の譲受人等の第二次納税義務の拡充

徴収共助の要請をした滞納国税につき、滞納処分や徴収共助をしてもなお徴収不足となる場合に、その不足が、法定納期限の1年前の日以後に行われた国外財産の無償譲渡等に起因するときは、その譲受人等に対し、第二次納税義務を賦課できることとされます。令和4年1月1日以後に滞納となった国税について適用されます。

●滞納処分は執行管轄権のある国内財産にのみ執行可能であるため、国外財産については、徴収共助の要請ができない国に移転して隠ぺいしたり、関係者に無償譲渡したりすることで、徴収共助や第二次納税義務を免れることが可能でした。上記①及び②の改正は、このような悪質な行為を抑止し、国際的な租税回避を防ぐことを目的とした措置と考えられます。

## 納税環境整備 4. 納税管理人制度の拡充

### 改正の内容

国内に拠点を持たない外国法人や非居住者らによる経済活動が活発になる中、効果的に税務調査等を行うため、納税管理人が適切に選任されることを確保する措置が講じられます。

#### ① 納税管理人の選定・届出の要請

納税管理人を定めるべき納税者に対して税務調査を行う必要が生じた場合、税務当局はその納税者に対して、納税管理人を必要とする業務を「特定事項」として明示した上で、一定期間内に納税管理人の選定・届出をするよう要請できることとされます。

#### ② 納税管理人の受任要請

税務当局は、国内に住所又は居所を有し、かつ、上記の特定事項につき便宜を有する者（国内便宜者）に対し、その納税者の納税管理人となることを要請できることとされます。

#### ③ 税務当局による特定納税管理人の選定

納税者が①の要請に応じず、指定期日までに納税管理人の届出を行わない場合には、税務当局は②の要請を受けた国内便宜者のうち、下記の「国内関連者」を、特定事項を処理させる「特定納税管理人」として指定することができることとされます。

## 納税環境整備 4. 納税管理人制度の拡充

(国内関連者の範囲)

納税者の区分	税務当局が納税管理人に指定することができる国内関連者の範囲
法人	・ 納税者と相当な関係がある者として、移転価格税制における特殊の関係がある者（50%以上の保有関係がある法人等） ・ 納税者の役員及びその役員と生計同一の親族
個人	・ 納税者の国内居住親族（成人かつ生計同一）
共通	・ 納税者との契約により、その課税の起因となった資産、事業、取引に対して密接な関係を有する者（※1） ・ 納税者の販売するデジタルコンテンツに係る継続的な取引仲介者（※2）

※1： 不動産譲渡の場合の不動産管理会社や、非居住者である個人と共同で事業を営んでいる者など

※2： プラットフォーマーなど

**【適用時期】 令和4年1月1日以後に行う、上記①～③の要請について適用されます。**

### 改正の内容

#### ① スマホアプリによる納付手段の創設

電子情報処理組織による通知に基づいて行う国税の納付について、スマートフォンアプリ決済サービスを使用する方法により行うことができるようになります。

【適用時期】 令和4年1月4日以後に納付する国税について適用。

#### ② e-Taxによる申請等の方法の拡充

e-Taxを使用する方法による行うことができない申請等について、書面による申請に代えて、スキャナによる読み取り等により作成したイメージデータの送信によって申請等を行うことができるようになります。令和3年4月1日以後に行う申請等について適用されますが、該当する申請等については、施行日前であっても、運用上、当該方法によって行うことができることとされます。

## 納税環境整備 5. 納税手続きの電子化・その他

### ③ クラウドサービス等を活用した法定調書の提出方法の創設

法定調書の提出義務者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、以下の2要件を共に満たす方法により、法定調書を提出することができるようになります。

- ・ 国税庁長官が定める基準に適合することについて認定を受けたクラウド等に備え付けられたファイルにその法定調書のデータを記録すること
- ・ 税務署長に対して法定調書のデータを閲覧する等のアクセス権を付与すること

【適用時期】 令和4年1月1日以後に提出する法定調書について適用。

### ④ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAXを通じた電子納付を可能とする措置が講じられます。

【適用時期】 令和5年度以後の課税分について適用。

### ⑤ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

市町村は、給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用及び納税義務者用）について、一定の特別徴収義務者の要請があるときは、eLTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付することとされます。

# その他

## その他

### 1. 自動車重量税のエコカー減税の見直し

自動車重量税のエコカー減税が、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、燃費基準の見直しを行った上で、令和5年（2023年）4月30日まで2年間延長されます。

### 2. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の固定資産税の課税標準額については、地価上昇による価額が増額する場合においても、令和3年（2021年）度に限り、令和2年（2020年）度の課税標準額と同額に据え置かれます。地価下落による価額が減少している場合には、下落した価額を基準に固定資産税が課税されます。また、土地に係る負担調整措置については、令和5年（2023年）度まで継続されます。

### 3. 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し（消費税）

消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとなります。

## その他

### 4. 金地金の仕入税額控除要件の範囲の見直し（消費税）

金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除を受けるための要件として保存することとされている課税仕入れの相手方の本人確認書類のうち、在留カードの写し及び国内に住所を有しない者の旅券の写しなどの書類を除外することとされます。

【適用時期】 令和4年（2021年）10月1日以後に事業者が行う課税仕入れについて適用。

### 5. 輸出免税における書類の保存（消費税）

関税法第76条第1項に規定する郵便による輸出をし、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、輸出したことを証明する書類として、日本郵便株式会社より交付を受ける郵便物の引受証及び発送伝票の控え等を保存しなければならないこととされます。

【適用時期】 令和3年（2021年）10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用。

### 6. IRに関する税制

IRに関する税制の方向性の検討がなされました。カジノに関して、所得税については、国際競争力確保の観点から、非居住者は非課税、国内居住者は課税とされます。また、カジノ売上の消費税や、法人税における顧客還元（キャッシュバック）の取り扱いについても明確化されます。

【適用時期】 令和4年（2022年）度以降の改正で具体化。